

事業の概要

平成 27 年度

目 次

1	沿 革	1
2	事業のあらまし	4
	(1) 水道用水供給事業の概要	5
	(2) 建設事業の概要	5
	(3) 施設概要図	6
3	組 織	7
	(1) 機 構 図	8
	(2) 事業所所在地	9
	(3) 所属別配置職員数	10
	(4) 事 務 分 掌	11
4	基 幹 計 画	12
	(1) 水道ビジョン	12
	(2) かながわの水道用水供給5か年事業計画	13
5	平成26年度トピックス	14
6	平成27年度事業運営上の見通し	15
7	供 給 水 量	16
	(1) 構成団体別企業団供給水量実績	16
	(2) 構成団体における企業団供給水量の占める割合	18
	(3) 浄水場別供給水量実績及び稼働率の推移	20
8	財 務	23
	(1) 給 水 料 金	23
	(2) 損益計算書	26
	(3) 貸借対照表	28
	(4) 財務分析比率表	29
	(5) 平成27年度予算の概要	30
	(6) 一般会計からの繰出金	32

9	施設概要	34
(1)	貯水施設	34
	ア 三保ダム	34
	イ 宮ヶ瀬ダム	36
(2)	取水・導水施設	38
	ア 飯泉取水堰、沈砂池	38
	イ 導水路	39
	ウ 相模大堰、社家ポンプ場	40
(3)	浄水施設	41
	ア 伊勢原浄水場	41
	イ 相模原浄水場	42
	ウ 西長沢浄水場	43
	エ 綾瀬浄水場	44
(4)	送水施設	45
	ア 創設事業	45
	イ 相模川水系建設事業（第1期）	46
10	給水地点	47
(1)	給水系統図	47
	ア 酒匂川水系	47
	イ 相模川水系	48
(2)	水位関係図	49
 参 考		
●	神奈川県内広域水道企業団規約	50
●	水道用水供給事業の設置等に関する条例	52
●	神奈川県東部地域広域的水道整備計画	54
●	構成団体水道料金一覧表	55

1 沿 革

- 昭和39年 2月 1日 神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の副知事、助役、水道事業管理者その他主要職員で広域水道研究協議会を発足して広域水道について調査研究を開始
- 昭和40年 2月28日 広域水道研究協議会が「各事業体の現況」、「広域水道への道」、「広域水道への前進」と題する報告書を作成公表
- 昭和43年 8月31日 県知事、3市長会議で企業団設立を申合せ、設立準備委員会(副知事、各助役で構成)を設置
- 昭和43年10月14日 企業団設立準備事務局を横浜市中区の横浜商工会議所ビル内に設置
- 昭和44年 3月25日 県知事、3市長他(三浦市長)が相模川高度利用及び酒匂川総合開発水量の水系別配分に関する覚書を締結
- 昭和44年 3月27日 企業団設立について横須賀市議会で可決
- 昭和44年 3月28日 企業団設立について神奈川県議会で可決
- 昭和44年 3月29日 企業団設立について横浜市会で可決
- 昭和44年 4月 1日 企業団設立準備事務局を神奈川区総合庁舎内に移転
- 昭和44年 4月21日 企業団設立について川崎市議会で可決
- 昭和44年 5月 1日 自治大臣の許可により企業団設立(企業団規約の許可)
- 昭和44年 7月17日 厚生大臣が水道用水供給事業経営認可(創設事業計画の認可、目標年次:昭和50年度、計画1日最大給水量:145万4,800 m^3)
- 昭和44年 9月 1日 企業団設立式典を横浜市中区のシルクセンターで開催
- 昭和45年 3月25日 酒匂ダム(仮称)及び飯泉取水施設の建設に関する基本協定書を県と締結
- 昭和46年12月21日 酒匂川における水利使用許可(小田原市分を除く1日最大取水量は156万4,300 m^3)
- 昭和46年12月27日 自治大臣が企業団規約一部変更許可(事務所の移転及び構成団体列記順序の変更)企業団事務所を横浜市旭区の新庁舎に移転
- 昭和48年 6月30日 厚生大臣が水道用水供給事業変更認可(臨時給水に係る取水地点の変更及び浄水方法の変更、目標年次:昭和50年度、計画1日最大給水量:145万4,800 m^3)
- 昭和48年 7月 1日 相模原畑地かんがい用水により臨時給水を開始
- 昭和49年 3月17日 一部給水記念式を飯泉取水管理事務所で開催
- 昭和49年 4月 1日 神奈川県、横浜市及び川崎市へ一部給水を開始
(1日最大給水量:65万1,000 m^3 、給水料金:基本料金37円/ m^3 及び使用料金3円/ m^3)
- 昭和49年 5月17日 酒匂ダム(仮称)起工式
- 昭和50年 4月 1日 酒匂ダム(仮称)を三保ダムと命名
- 昭和50年11月19日 宮ヶ瀬ダム建設計画について企業団企業長及び4構成団体の長により協議が行われ、利水者を企業団とすること及び暫定水量配分について合意
- 昭和51年 4月 1日 給水料金を基本料金53円/ m^3 、使用料金5円50銭/ m^3 に改定
- 昭和52年 2月21日 三保ダムの貯水池を丹沢湖と命名
- 昭和53年 2月28日 三保ダム湛水開始
- 昭和53年 4月 3日 横須賀市へ一部給水開始
- 昭和53年 7月 1日 1日最大給水量を65万1,000 m^3 から100万 m^3 へ増量
- 昭和53年 7月28日 三保ダム竣工式
- 昭和53年 8月 2日 建設大臣に宮ヶ瀬ダムに係るダム使用权の設定を申請

- 昭和53年12月4日 建設大臣が宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画を告示（企業団はダム使用権設定予定者で1日最大取水量130万 m^3 ）
- 昭和54年4月1日 創設事業による全量給水開始（1日最大給水量145万4,800 m^3 ）
- 昭和54年7月23日 創設事業完成記念式を相模原浄水場で開催
- 昭和55年3月5日 厚生大臣が水道用水供給事業変更認可（相模川水系建設事業計画（第1期）の認可、目標年次：昭和67年度、計画1日最大給水量：203万2,300 m^3 ）
- 昭和55年3月28日 内閣総理大臣が宮ヶ瀬ダムに係る水源地域整備計画決定を公示
- 昭和55年12月27日 県知事が神奈川県東部地域広域的水道整備計画を策定
- 昭和56年2月9日 宮ヶ瀬ダム水源地域振興計画に係る負担調整に関する協定書を県、清川村、津久井町及び厚木市と締結
- 昭和56年4月1日 給水料金を基本料金59円/ m^3 、使用料金7円50銭/ m^3 に改定
酒匂川における水利使用更新
- 昭和57年2月1日 一般会計出資の実施に関する協定書を4構成団体と締結
- 昭和58年1月19日 宮ヶ瀬ダム水源地域振興計画に係る負担調整に関する協定書を愛川町と締結
- 昭和61年11月7日 建設大臣が宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画の変更を告示（県営発電事業の参加等）
- 平成元年8月1日 給水料金に消費税を転嫁
- 平成元年10月2日 宮ヶ瀬ダム本体着工式
- 平成2年12月6日 一般会計出資の実施に関する協定書（昭和57年2月1日締結）を変更する協定書を4構成団体と締結
- 平成3年4月1日 使用料金の一部を改定（1日最大給水量を超えた分に係る使用料金を200円に設定）
酒匂川における水利使用更新
- 平成3年5月28日 一般会計からの繰出しの実施に関する協定書を4構成団体と締結（平成2年12月6日締結の協定書を変更）
- 平成5年4月1日 給水料金を基本料金67円/ m^3 、使用料金8円50銭/ m^3 に改定
- 平成7年5月12日 相模川における水利使用許可（1日最大取水量62万1,000 m^3 ）
- 平成7年10月26日 宮ヶ瀬ダム湛水開始、ダムの貯水池を宮ヶ瀬湖と命名
- 平成10年6月10日 相模川における平成10年度暫定水利使用許可（1日最大取水量12万9,000 m^3 ）
- 平成10年7月23日 相模川水系による4構成団体への一部給水を開始（1日最大給水量12万 m^3 ）
1日最大給水量を145万4,800 m^3 から157万4,800 m^3 へ増量
- 平成11年3月31日 建設大臣がダム使用権設定前の多目的ダムの利用許可（宮ヶ瀬ダム）
- 平成11年4月1日 1日最大給水量を157万4,800 m^3 から168万7,300 m^3 へ増量
- 平成11年11月25日 相模川水系建設事業計画（第2期）策定の先送り及び寒川取水施設等の企業団の暫定使用を4構成団体と合意
- 平成12年4月1日 1日最大給水量を168万7,300 m^3 から191万9,800 m^3 へ増量
- 平成12年11月22日 寒川取水施設等による水道用水供給に関する基本協定書を4構成団体と締結
- 平成12年12月2日 宮ヶ瀬ダム竣工式
- 平成13年3月23日 県知事が神奈川県東部地域広域的水道整備計画を改定
- 平成13年3月29日 厚生労働大臣が水道用水供給事業変更認可（相模川水系寒川事業計画の認可、目標年次：平成27年度、計画1日最大給水量：253万4,840 m^3 ）
- 平成13年3月30日 相模川における水利使用変更許可（1日最大取水量を125万4,800 m^3 へ増量及び取水口の追加）

- 平成13年 4月 1日 国土交通大臣が宮ヶ瀬ダムに係るダム使用権を設定
相模川水系寒川事業による神奈川県、横浜市及び横須賀市へ一部給水を開始（1日最大給水量：47万4,500m³、給水料金：神奈川県17円30銭/m³・横浜市及び横須賀市17円50銭/m³）
1日最大給水量を191万9,800m³から239万4,300m³へ増量
- 平成13年 4月17日 総務大臣が企業団規約一部変更許可（議員定数の削減及び特別職たる副企業長の設置）
- 平成13年 4月20日 国土交通大臣が宮ヶ瀬ダムの建設の完了（平成13年 3月31日）を公示
- 平成13年10月 2日 酒匂川における水利使用更新
- 平成13年10月10日 国土交通大臣が宮ヶ瀬ダムに係るダム使用権を登録
- 平成15年 4月 1日 相模川水系寒川事業における水道法に基づく業務委託の開始（水道法の改正に伴い施設分割管理方式から委託方式に変更）
1日最大給水量を239万4,300m³から251万3,300m³へ増量
給水料金を基本料金51円/m³、使用料金10円/m³に改定
相模川水系寒川事業給水料金に基本料金24円80銭/m³を新設
- 平成16年 5月17日 相模川における水利使用変更許可
（1日最大取水量を125万4,800m³から125万2,100m³へ減量及び県水創設取水口の削除）
- 平成18年 4月 1日 相模川水系建設事業（第1期）による全量給水開始
平成18年度及び平成19年度における基本料金の一部免除の実施
（定率免除額：免除前の基本料金の12%に相当する金額、定量免除額：1日当たり2,000m³の基本水量に対する基本料金に相当する金額）
1日最大給水量を251万3,300m³から262万5,800m³へ増量
- 平成20年 3月13日 虹吹小水力発電（現 相模原小水力発電所）における水利使用許可（1日最大取水量35万9,000m³）
- 平成20年 4月 1日 給水料金を基本料金42円50銭/m³、使用料金10円80銭/m³に改定
相模川水系寒川事業給水料金の基本料金を25円/m³に改定
- 平成20年12月22日 平成19年度繰越事業が終了し、相模川水系建設事業（第1期）に係る全ての工事が完了
- 平成23年 4月 1日 給水料金を基本料金40円50銭/m³、使用料金を12円50銭/m³に改定
相模川水系寒川事業給水料金の基本料金を22円30銭/m³に改定
- 平成24年 7月31日 相模川における水利使用変更許可（1日最大取水量を128万600m³に増量）
- 平成25年 3月15日 酒匂川における水利使用更新
相模原小水力発電所における水利使用更新（1日最大取水量34万9,900m³）
- 平成27年 4月 1日 広域水質管理センター開設

2 事業のあらまし

神奈川県及び横浜、川崎、横須賀の3市は、かねてから県内の水需要に対応するため、主要水源として相模川水系を共同して開発し、給水の万全を図ってきたが、昭和50年代の水需要に対処するため、新たな水源として酒匂川を開発することとした。県及び3市は協議の結果、水道用水の広域的有効利用を図り、重複投資を避け、施設の効率的配置と管理並びに国の補助金の導入を図ることを目的として、その経営主体を企業団方式によることとし、昭和44年5月、神奈川県内広域水道企業団を設立した。企業団は、これら4構成団体に水道用水を供給する一部事務組合で、各構成団体の議会から選出された議員からなる独立の議会を置いている。

創設事業は、4構成団体に1日最大145万4,800立方メートルの水道用水を供給するため、酒匂川の支川河内川上流に三保ダムを築造し、その下流の小田原市飯泉地点に取水堰を設けるとともに、導水・浄水・送水施設を建設したものであり、昭和44年度から昭和53年度までの10箇年の工期と総事業費約2,891億円をもって実施し、昭和49年4月に一部給水を開始した後、昭和54年4月には全量給水体制を確立した。

一方、4構成団体においては将来の水需要を配慮し、建設省（現国土交通省）が新たに相模川水系中津川に建設する宮ヶ瀬ダムによって開発される1日最大取水量130万立方メートルの利水者を企業団とすることで合意し、企業団はダム使用権設定の申請を行い、昭和53年12月、「宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画」においてダム使用権設定予定者となった。

これを受けて企業団は、4構成団体への水道用水の供給量を1日最大120万9,000立方メートル増量するための施設を建設する（宮ヶ瀬ダム負担金を含む。）相模川水系建設事業の基本計画を作成したうえ、計画を2期に分割し、当面、1日最大給水量57万7,500立方メートルを供給する施設を建設する相模川水系建設事業（第1期）を実施することとした。

建設省（現国土交通省）の直轄事業として進められた宮ヶ瀬ダム建設事業は、平成元年10月に本体工事に着手し、平成7年10月には湛水を開始した。その後、ダム本体工事の完了後に最後まで残っていた道志導水路の完成により平成13年3月に建設工事全体が完了し、平成13年度からは本格運用が開始されている。

また、企業団が行う水道施設整備（専用工事）については、昭和55年度から順次着手し、基幹施設である相模取水施設及び綾瀬浄水場の施設整備が完成したことから、当面の水需要に対応するため、平成10年7月から一部給水を開始した。さらに、社家・伊勢原間導水施設及び相模原浄水場の増強工事の完成により、平成18年4月からは1日最大給水量57万7,500立方メートルの供給体制が整備された。

なお、相模川水系建設事業（第1期）としての工事は、平成19年度繰越工事が平成20年12月で全て完成し、工期28箇年、総事業費約7,329億円をもって完了した。

平成13年度からは、宮ヶ瀬ダム開発水量の一部について、構成団体の水道施設を暫定的に使用して水道用水を供給する相模川水系寒川事業を開始しており、現在は、創設事業及び相模川水系建設事業（第1期）で整備した水道施設を使用する直営事業と、相模川水系寒川事業により水道用水の供給を行っており、その供給量は、4構成団体の総給水量の約2分の1を占める状況にある。

このように、神奈川県内広域水道企業団は、2つの水系を水源とした大規模水道用水供給事業者として、4構成団体の水道事業を通じ、県民の生活基盤を支えている。

参考 相模川水系建設事業における計画一日最大給水量

	全 体	第1期事業
神 奈 川 県	609,700立方メートル	291,200立方メートル
横 浜 市	464,000立方メートル	221,700立方メートル
川 崎 市	21,800立方メートル	10,400立方メートル
横 須 賀 市	113,500立方メートル	54,200立方メートル
計	1,209,000立方メートル	577,500立方メートル

(1) 水道用水供給事業の概要

		直 営 事 業	寒川事業（暫定事業）	計
内 容		飯泉取水地点（酒匂川）及び社家取水地点（相模川）からの取水により、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市に対して水道用水を供給している。 創設事業及び相模川水系建設事業（第1期）において整備した水源及び施設により、企業団が直営で実施している。	寒川取水地点（相模川）からの取水により、神奈川県、横浜市及び横須賀市（3構成団体）に対して水道用水を供給している。 宮ヶ瀬ダム開発水の一部と3構成団体が所有する既存の寒川取水施設等を暫定的に使用し、企業団が神奈川県及び横浜市に委託して実施している。※	
一日最大 給水量	神奈川県	669,400立方メートル	318,500立方メートル	987,900立方メートル
	横浜市	784,500立方メートル	242,300立方メートル	1,026,800立方メートル
	川崎市	505,600立方メートル		505,600立方メートル
	横須賀市	72,800立方メートル	59,300立方メートル	132,100立方メートル
	計	2,032,300立方メートル	620,100立方メートル	2,652,400立方メートル
主 要 施 設		三保ダム、宮ヶ瀬ダム、飯泉取水堰、相模大堰、導水ポンプ場、導水トンネル、導水管、西長沢浄水場、相模原浄水場、伊勢原浄水場、綾瀬浄水場、送水管、送水ポンプ場、調整池、給水地点	宮ヶ瀬ダム、寒川取水堰、取水ポンプ場、導水路、寒川第3浄水場、小雀浄水場、送水ポンプ所、給水地点	

※ 相模川水系建設事業は、宮ヶ瀬ダム開発水によって一日最大120万9,000立方メートルの供給量の増加を図るものであり、第1期事業では一日最大57万7,500立方メートルを供給する施設を整備した。残る供給量にかかる施設整備は第2期事業で行うこととしているが、平成11年11月に4構成団体と企業団が協議した結果、安全な水の安定給水に支障がないと判断される間、第2期事業の計画は策定せず、神奈川県等が所有する既存の寒川取水施設等を企業団が暫定的に使用して、川崎市を除く3構成団体に対して水道用水を供給することとなった（寒川事業）。平成13年4月1日に開始した寒川事業は、平成15年4月1日以降、水道法に基づく第三者委託として事業を実施している。

(2) 建設事業の概要

		創 設 事 業	相模川水系建設事業（第1期）	計
内 容		神奈川県西部を流れる酒匂川の支川河内川上流に貯水ダム（三保ダム、県企業庁管理）を築造し、下流の小田原市飯泉地先に取水堰を設けて河川表流水を取水し、これを浄水したのち、構成団体に対し日量145万4,800立方メートルの水道用水を供給するための施設整備を行った。	神奈川県中央部を流れる相模川の支流中津川の上流に貯水ダム（宮ヶ瀬ダム、国土交通省直轄）を築造し、相模川左岸の海老名市社家地先、右岸の厚木市岡田地先に取水堰を設けて河川表流水を取水し、これを浄水したのち、構成団体に対し日量57万7,500立方メートルの水道用水を供給するための施設拡張等を行った。	
計 画 一日最大 給水量	神奈川県	378,200立方メートル	291,200立方メートル	669,400立方メートル
	横浜市	562,800立方メートル	221,700立方メートル	784,500立方メートル
	川崎市	495,200立方メートル	10,400立方メートル	505,600立方メートル
	横須賀市	18,600立方メートル	54,200立方メートル	72,800立方メートル
	計	1,454,800立方メートル	577,500立方メートル	2,032,300立方メートル
工 期		昭和44年度～昭和53年度（10箇年）	昭和55年度～平成19年度（28箇年）	
給水開始	一部給水	昭和49年4月1日	平成10年7月23日	
	全部給水	昭和54年4月1日	平成18年4月1日	
事 業 費	貯水工事費	73,099,471千円	269,466,845千円	342,566,316千円
	取水工事費	4,937,606千円	32,284,586千円	37,222,193千円
	導水工事費	47,370,152千円	42,610,338千円	89,980,489千円
	浄水工事費	33,918,393千円	61,084,460千円	95,002,853千円
	送水工事費	75,009,170千円	134,876,778千円	209,885,948千円
	用地及び補償費	12,771,163千円	29,107,386千円	41,878,549千円
	その他	42,052,909千円	163,499,478千円	205,552,386千円
計	289,158,864千円	732,929,871千円	1,022,088,735千円	
財 源	国庫補助金	37,876,948千円	189,551,758千円	227,428,706千円
	企業債	249,969,000千円	385,489,335千円	635,458,335千円
	出資金	0千円	132,470,000千円	132,470,000千円
	一般財源	1,312,916千円	25,418,778千円	26,731,694千円
	計	289,158,864千円	732,929,871千円	1,022,088,735千円

3 組 織

議 会

企業団の議会議員の定数は11人で、その議員は、構成団体の議会から選出された議員で構成されており、内訳は次のとおりである。

神奈川県	3人
横浜市	4人
川崎市	3人
横須賀市	1人

なお、議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期とする。

また、議会に事務局が設置され、事務局長のほか書記等が置かれているが、いずれも企業職員の併任となっている。

執行機関

企業長

企業団に執行機関の長として企業長が置かれている。企業長は、構成団体の長から共同任命され、その任期は4年で、特別地方公共団体の長として企業団を統轄し、これを代表する。

副企業長

企業団に副企業長1人が置かれている。副企業長は、企業長が議会の同意を得て選任し、その任期は4年で、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、その職務を代理する。

補助職員

企業団に企業長の権限に属する事務の執行を補助する企業職員が置かれており、企業長が任命し、その定数は条例で450人と定められている。

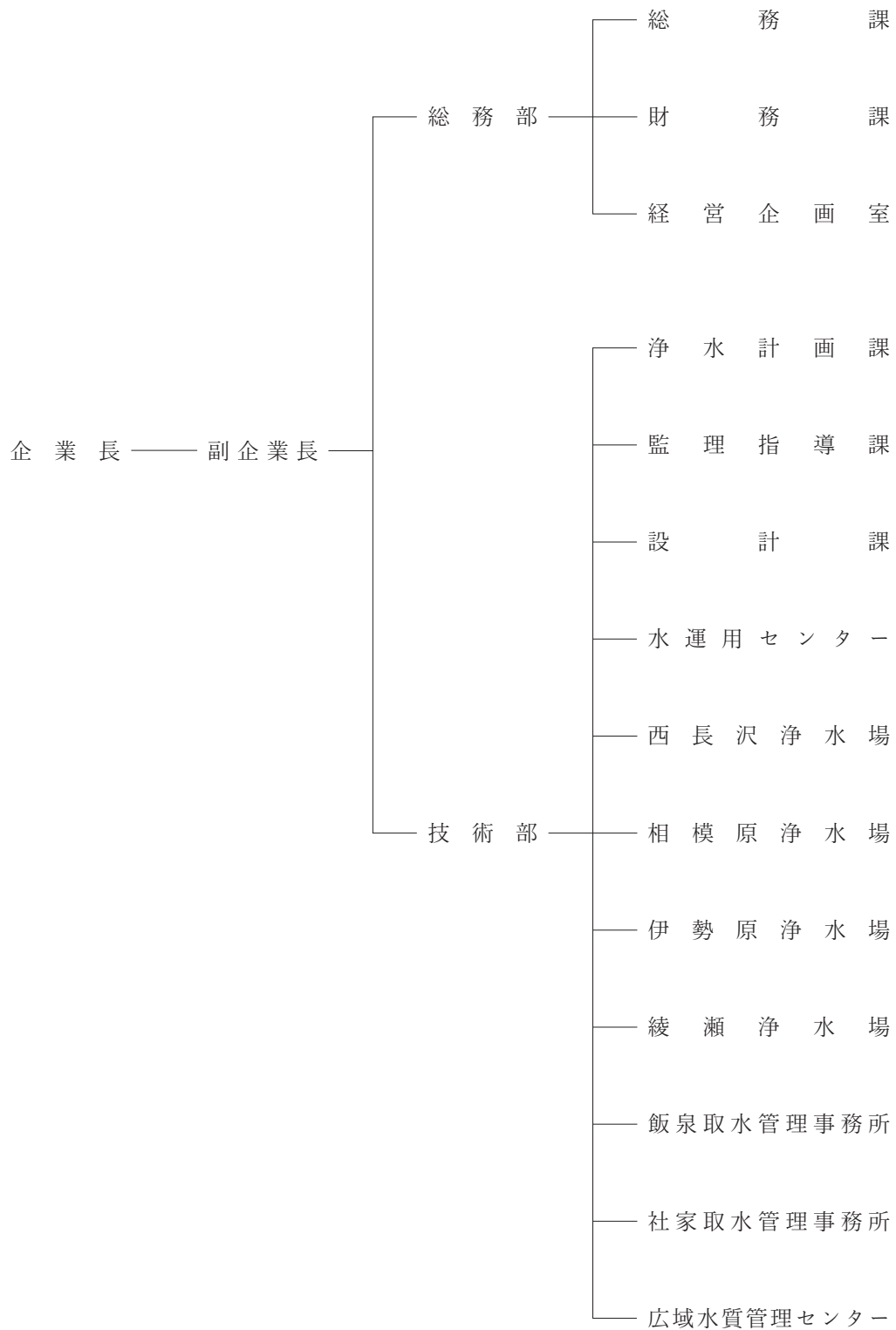
組織としては、総務部及び技術部が条例で置かれ、また各部に課（室・場・所・センター）が置かれている。

監査委員

企業団に監査委員2人が置かれており、企業長が議会の同意を得て選任し、その任期は3年となっている。

また、監査委員に事務局が設置され、事務局長のほか書記等が置かれているが、いずれも企業職員の併任となっている。

(1) 機 構 図 (平成27年 4 月 1 日現在)



議 会 ——— 議会事務局

監 査 委 員 ——— 監査事務局

(2) 事業所所在地

(平成27年4月1日現在)

事業所名		所在地	
本 庁	総務部 技術部	▽241-8525	横浜市旭区矢指町1194番地 電話 045 (363) 1111 (代) F A X 045 (363) 1121
西長沢浄水場		▽216-0013	川崎市宮前区潮見台4番1号 電話 044 (977) 3761 F A X 044 (977) 9416
相模原浄水場		▽252-0335	相模原市南区下溝2714番地 電話 042 (778) 3251 F A X 042 (778) 5275
伊勢原浄水場		▽259-1101	伊勢原市日向1297番地 電話 0463 (93) 3951 F A X 0463 (92) 2055
綾瀬浄水場		▽252-1124	綾瀬市吉岡887番地 電話 0467 (70) 9832 F A X 0467 (70) 9834
飯泉取水管理事務所		▽250-0863	小田原市飯泉884番地 電話 0465 (48) 1102 F A X 0465 (47) 9232
社家取水管理事務所 広域水質管理センター		▽243-0424	海老名市社家4587番地 社家取水管理事務所 電話 046 (239) 2810 F A X 046 (239) 2815 広域水質管理センター 電話 046 (239) 2816 F A X 046 (239) 2819

(3) 所属別配置職員数

(平成27年4月1日現在)

区 分		事 務	技 術	技 能	計
総 務 部	総 務 課	27 (3)	2	1 (1)	30 (4)
	財 務 課	21 (2)			21 (2)
	経 営 企 画 室	4	3		7
技 術 部	浄 水 計 画 課	7	12		19
	監 理 指 導 課		13 (2)		13 (2)
	設 計 課	3	29		32
	水 運 用 セ ン タ ー		29 (1)		29 (1)
	西 長 沢 浄 水 場	3 (1)	38 (10)		41 (11)
	相 模 原 浄 水 場	4 (1)	37 (5)		41 (6)
	伊 勢 原 浄 水 場	2 (1)	20 (2)		22 (3)
	綾 瀬 浄 水 場	3 (1)	31 (4)		34 (5)
	飯 泉 取 水 管 理 事 務 所	3 (1)	29 (5)		32 (6)
	社 家 取 水 管 理 事 務 所		22 (2)		22 (2)
	広 域 水 質 管 理 セ ン タ ー	5 (1)	23 (3)		28 (4)
合 計		82 (11)	288 (34)	1 (1)	371 (46)

注1 企業長、副企業長を除く

注2 理事は総務課に算入

注3 部長はそれぞれ総務課、浄水計画課に算入

注4 ()内は、再任用職員で内数

(4) 事務分掌

(平成27年4月1日現在)

部	課	事務分掌
総務部	総務課	総務部所掌事務の企画及び調整、車両の管理、広報、訴訟等の総括、議会、神奈川広域水道サービス株式会社、宿泊研修所(ただし、他課の主管に属するものを除く。)、庁舎(場又は所に属する庁舎並びに庁舎内の受配電設備、非常用発電設備及び危険物貯蔵庫並びにセンター管理棟並びに小水力発電所を除く。)に関すること(ただし、他課の主管に属するものを除く。)、宿泊研修所内の電気設備の維持管理並びに修繕工事及び改良の調査、設計及び施行(軽易なものに限る。)、人事、組織、権限の委任、給与、旅費、公務災害補償、研修、福利厚生、安全衛生、労働条件、団体交渉、労働協約、苦情処理、職員の賠償責任、地方職員共済組合、公舎(ただし、他課の主管に属するものを除く。)に関すること、庁舎、公舎及び宿泊研修所の維持管理、情報公開、個人情報保護、法令等の審査及び解釈、業務状況の公表、条例等の原本の整理保存及び公告等、公印、業務改善、電子計算組織利用業務(水運用及び水処理に関するものを除く。)の総合的企画・調整及び指導、情報通信ネットワークの総合的運営管理、その他
	財務課	予算の編成及び執行管理、経理の指導及び調整、決算、企業債・補助金・出資金その他資金の調達、一時借入金の借入れ、出納取扱金融機関、金銭及び有価証券の出納保管、工事精算の総括、証書類の保管、その他財務事務の総括、不動産の取得及び借入れ、不動産の登記、損失補償事務の総括、固定資産事務の総括、物品(災害用貯蔵品を除く。)事務の総括、工事・請負・物品調達その他の契約、指名業者の選定、その他契約事務の総括、総務部及び技術部の庶務(旅費(精算払に限る。))の支給に関することに限る。
	経営企画室	事業経営に係る基本計画及び重要施策の企画及び総合調整、事業経営の効率化に係る企画・調整及び実施、長期財政計画の策定、給水料金の改定、事業経営資料の収集分析及び調査、長期施設整備、その他事業経営に係る調査、企画及び調整
技術部	浄水計画課	技術部所掌事務の企画及び調整、水道技術管理者の職務、給水料金の収入調定、水道用水供給事業の基本計画の策定及び認可、水源の確保及び水需要に関すること、水道施設の新設・改良及び修繕の計画調査、水道技術の調査研究、国及び他の地方公共団体との技術的協議及び連絡調整、浄水技術に係る懸案事項の検討、ダム負担金及びダム使用权、監理指導課及び水運用センターの庶務一般、電気工作物の保安に係る運営及び連絡調整、その他
	監理指導課	工事等の設計・監督に係る指導及び啓発、設計等の技術審査、工事の安全点検、工事及び計画調査業務委託の検査、工事及び業務委託の設計及び施行に係る基準、その他工事に関する制度の調査及び検討、職員の技術研修、伊勢原浄水場運転管理業務委託のモニタリング、災害対策及び危機管理、災害用貯蔵品事務の総括
	設計課	建設工事及び建設改良工事に係る施設の調査・設計及び施行(水運用センター、場又は所に係るものを除く。)、別に定める修繕工事の調査及び設計並びに建設工事及び建設改良工事に係る連絡調整、庁舎(場又は所に属する庁舎並びに受配電設備、非常用発電設備及び危険物貯蔵庫並びにセンター管理棟並びに小水力発電所を除く。)、公舎及び宿泊研修所の修繕(ただし、見積金額1件50万円以上のものに限る。))及び修繕工事、庁舎(場又は所に属する庁舎を除く。センター管理棟及び小水力発電所を含む)、公舎及び宿泊研修所の建設・改良・改良工事・計画調査委託
術部	水運用センター	取水・導水・浄水・送水量等水運用の計画及び調整、構成団体との水道用水供給量の連絡調整、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査・設計及び施行(設計課に係る修繕工事の設計を除く。))並びに設計課に係る建設改良工事のうち簡易なもの(場又は所に属する庁舎を除く。))内の受配電設備、非常用発電設備及び危険物貯蔵庫並びにセンター管理棟(連絡通路を含む)並びに小水力発電所(発電設備、排水ポンプ及び給排水衛生設備を含む)に関すること(ただし、他課の主管に属するものを除く。)、通信設備の保安に係る運営及び連絡調整
	西長沢浄水場	浄水及び送水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査・設計及び施行(設計課に係る修繕工事の設計を除く。))並びに設計課に係る建設改良工事のうち簡易なもの(場又は所に属する庁舎を除く。))の施行、水質検査計画に基づく水質の検査
	相模原浄水場	導水・浄水及び送水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査・設計及び施行(設計課に係る修繕工事の設計を除く。))並びに設計課に係る建設改良工事のうち簡易なもの(場又は所に属する庁舎を除く。))の施行、水質検査計画に基づく水質の検査
	伊勢原浄水場	導水・浄水及び送水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査・設計及び施行(設計課に係る修繕工事の設計を除く。))並びに設計課に係る建設改良工事のうち簡易なもの(場又は所に属する庁舎を除く。))の施行、水質検査計画に基づく水質の検査
	綾瀬浄水場	浄水及び送水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査・設計及び施行(設計課に係る修繕工事の設計を除く。))並びに設計課に係る建設改良工事のうち簡易なもの(場又は所に属する庁舎を除く。))の施行、水質検査計画に基づく水質の検査
	飯泉取水管理事務所	取水及び導水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査・設計及び施行(設計課に係る修繕工事の設計を除く。))並びに設計課に係る建設改良工事のうち簡易なもの(場又は所に属する庁舎を除く。))の施行、水質検査計画に基づく水質の検査
	社家取水管理事務所	取水及び導水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査・設計及び施行(設計課に係る修繕工事の設計を除く。))並びに設計課に係る建設改良工事のうち簡易なもの(場又は所に属する庁舎を除く。))の施行
	広域水質管理センター	水質に係る企画・調整、水源水域の水質調査、水質検査計画に基づく水質の検査、水処理に係る調査研究、構成団体等との水質に係る連絡調整、社家取水管理事務所に係る水質検査計画に基づく水質管理

4 基幹計画

(1) 水道ビジョン

企業団は、平成18年度に策定した「かながわの水道用水供給ビジョン」に基づき事業運営を行ってきたが、この間の事業運営の変化に対応するため、平成22年度に「かながわの水道用水供給ビジョン・フォローアップ版」を新たに策定した。このフォローアップ版においても当初に掲げた「安全で良質な水道水を送り続けるトップレベルの広域水道」という将来像実現のために、次の6つの目標の達成を目指している。

目標1 水道水の品質向上

県・市民の皆様が安心して利用できる「水道水の品質」の管理を徹底するため、企業団ではより高いレベルの水質目標を設定するとともに、WHO（世界保健機構）の提唱する「Water Safety Plan（水安全計画）」の考え方に基づいて、水源から給水地点までを一連の工程として位置づけ、徹底した品質管理を行っていく。

目標2 水道水の効率的な安定供給

常に安定した供給を継続するために、施設の維持管理を効率化し、設備保全を適切に実施していく。また、機能評価に基づいた適切な施設の更新改良を行うことによって、供給体制を更に安定化させる。

また、水運用に当たっては、構成団体の需要に対して弾力的に対応可能な用水供給を行っていく。

目標3 災害や事故に強い広域水道

災害・事故時において構成団体への安定供給とバックアップを確実に行えるように、施設の耐震化、構成団体を含めた水道水の相互融通機能の強化、危機管理機能の強化など総合的な災害・事故対策に取り組む。

目標4 経営基盤の強化

企業団の事業展開を支える財務体制の改善に努めるとともに、必要な施設の更新改良を進めるための所要資金を確保していく。

また、社会の変化に対応できる組織体制の整備を進め、組織を支える人材の育成と技術の継承を図っていく。

目標5 地球環境の保全

現在、CO₂等の温室効果ガスによる地球温暖化や化石エネルギー安定供給が地球規模で懸念されているため、企業団では、CO₂排出量の削減に向けて、積極的に取り組んでいく。

また、浄水処理で発生するスラッジ（汚泥）は100パーセント有効利用を継続し、更新工事では環境にやさしい資材・機器を採用することによって、環境保全に貢献する。

さらに、河川水を利用する事業者として、河川環境の保全に協力していく。

目標6 多様な広域化

将来にわたって安全で良質な水道水を送り続けるため、水道事業検討委員会の報告内容を基本として、構成団体と連携し、施設の共通化・広域化に向けた取組みを進める。

また、県内の水道システムの再構築に向けては、水道事業検討委員会の報告書に示されている広域化の将来像を見据えながら、企業団としての方針を確立するとともに、「5事業者水道事業連携推進会議」の枠組みの中で、協議を進め、早期の実現を目指す。

(2) かながわの水道用水供給5か年事業計画

この事業計画は、「かながわの水道用水供給ビジョン・平成22年度フォローアップ版」に掲げた施策群の実現に向け、当初5か年間の実施計画として位置付けるものである。

計 画 期 間：平成23年度～27年度（5か年）

総 事 業 費：343億円

計画のフレーム：安全・防災・環境に配慮した水道用水供給事業の展開
水道用水の品質向上と更なる広域化の推進

(単位：億円)

施 策	具 体 的 な 取 組 み	内 容	H23～H27 計	施 策 別 計
老朽化対策	老朽施設の修繕	修繕計画の策定・実施	75	205
	老朽施設の改良・更新	施設更新計画の策定・実施	130	
管路等保全対策	老朽度調査の実施並びに 更新の必要性及び耐震性の評価	老朽度調査の実施並びに 更新の必要性及び耐震性の評価	1	5
	腐食対策による延命化	電食及びマクロセル腐食対策	3	
	漏水復旧期間の短縮	管補修資材（接合バンド）の備蓄	1	
耐震化対策	震災直後でも可能な限り 供給を継続できるシステムの構築	導水施設その他の耐震補強工事	6	80
		浄水場の耐震補強工事	17	
		送水ポンプ棟の耐震補強工事	1	
		調整池の耐震補強工事	45	
	水系間の相互融通機能の強化	社家ポンプ場 伊勢原系導水ポンプの増設	11	
危機管理対策	導水系統及び浄水場の 汚染物質混入防止対策	着水井、沈でん池及びろ過池の 一部覆蓋化ほか	6	40
	災害に強い 非常用予備電源設備の構築	ディーゼル非常用予備電源設備の ガスタービン化ほか	34	
CO ₂ 排出量 削減対策	自然エネルギーの利用	太陽光発電設備の増設	4	5
	未利用エネルギーの有効利用	小水力発電設置の増設	1	
水道用水の 品質向上	水質管理体制の強化	自動水質測定装置の増設ほか	4	8
	残留塩素濃度の低減化	追加次亜注入設備の設置	4	
合 計			343	343

※ 端数処理をしているため、H23～H27の合計と施策別計は一致しない場合がある。

（「かながわの水道用水供給ビジョン・平成22年度フォローアップ版」及び「かながわの水道用水供給5か年事業計画」は、企業団のホームページ：<http://www.kwsa.or.jp/> に掲載）

5 平成26年度トピックス

平成26年度は、約5億2,900万立方メートルの供給実績となり、前年度から減少したものの全般的に安定した用水供給を行った。

「かながわの水道用水供給5か年事業計画（平成23～27年度）」については、計画期間の後半に入り最盛期をむかえたことから、3つの柱である「安全・防災・環境」の各施策を着実に実施した。「安全」に関する取組みとしては浄水場等の機器修繕などの老朽化対策を、「防災」に関する取組みとしては基幹施設の施設耐震化率100%を目標に淵野辺、小雀の調整池等の耐震補強工事を、「環境」に関する取組みとしては田浦及び木古庭の給水地点に太陽光発電設備を設置した。

1 4事業者による災害時相互応援協定の締結

これまで、阪神水道企業団と2事業者間で締結していた災害時相互応援協定について、大阪広域水道企業団及び埼玉県企業局の協力を得て4事業者間に拡大し、平成26年5月に協定を締結した。平成27年2月には、初めて4事業者合同の相互応援訓練を実施した。

2 伊勢原浄水場運転管理業務委託の開始

将来増加する事業量に対し現有職員の技術力を有効に活用するため、平成26年度から28年度までの3年間について、伊勢原浄水場の運転管理業務を委託した。

運転管理業務の委託は、当企業団では初めての試みであり、安心、安全な用水供給の継続のためには、当企業団の施設や原水水質の特徴を熟知している必要があることから、神奈川広域水道サービス㈱を受託者に選定した。3年間の委託においては、定期及び随時のモニタリングを行い、運転管理業務の履行状況、緊急時の対応状況、運転管理業務委託の仕様書のあり方等について検証していく。

3 管路整備基本構想の検討

今後の基幹管路の更新に係る課題を抽出し、管路整備に関する基本的な考え方をまとめるため、平成25年度に引き続き外部有識者を含めた委員会形式の検討を進め、「管路整備基本構想（素案）」を取りまとめた。

平成27年度には「管路整備基本構想」として成案化し、引き続き「管路整備実施計画（仮称）」策定のため、構成団体と協議を開始する予定である。

4 新たな補助金の採択と入札制度改善の取組み

低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の採択

5か年事業計画の柱の一つである「環境」の施策を進めるための財源確保の取組みとして、一般社団法人低炭素社会創出促進協会が公募した「低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金」に応募し、企業団が提案した給水地点太陽光発電装置設置工事（その3）が補助事業として採択を受けた。

県内業者の保護・育成に向けた取組み

県内業者の保護・育成に向けた取組みとして、入札・契約制度において入札の透明性・公正性を確保するため、労働者の保護及び健全な建設業者育成の観点から、企業団発注工事の契約の相手方を、社会保険等に加入する建設業者に限定するなどの対応を図ったほか、ダンプ受注防止等の観点から、「総合建物管理業務委託」を最低制限価格の適用対象に加えるなどの改正を行った。

6 平成27年度事業運営上の見通し

平成27年度は、「かながわの水道用水供給 5 か年事業計画（平成23～27年度）」の最終年度となることから、同計画に掲げた「安全・防災・環境」の各施策の総仕上げを行うとともに、次期事業計画の策定に向けた準備を進める。（予算の概要は30～31頁参照）。

平成27年度の事業運営に当たっては次のポイントを重点事項として取り組んでいく。

1 「かながわの水道用水供給ビジョン」の一部改訂と、平成28年度からの「かながわの水道用水供給 5 か年事業計画」及び「財政計画」の策定

平成25年度に厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」を踏まえ、「かながわの水道用水供給ビジョン」の一部改訂に向けた準備を進める。

また、平成28年度から平成32年度を計画期間とする「かながわの水道用水供給 5 か年事業計画」と「財政計画」について、策定に向けた協議を構成団体と行う。

2 5 水道事業者の連携による、水源における水質検査の効率化及び水質事故の対応強化

企業団並びに神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の 5 水道事業者が、これまで個別に実施してきた水道水源の水質検査や水質事故の対応を統合して効率的に行う「広域水質管理センター」を、平成27年 4 月 1 日に開設した。

企業団の「水質管理センター」で従来から担っていた水質管理業務に加え、次の業務を一元的に実施する。

- ・相模川と酒匂川水系の水源域における水質検査
- ・相模川及び酒匂川水系の水源域で発生した水質事故の対応
- ・水源域の水質に係る調査・研究
- ・検査結果等の 5 事業者の情報共有に係る対応

3 地震対策の推進と危機管理対策の充実

地震対策については、「施設耐震化事業基本計画」を策定し、平成35年度までに基幹施設の耐震化率を100%とすることを目標に取り組みを進めているが、平成27年度は、26年度に引き続き小雀、朝比奈、淵野辺調整池等の耐震補強工事を進めるとともに、新たに相模原浄水場沈でん池等の耐震補強工事に着手する。

また、危機管理対策については、停電時においても、継続して水道水の安定供給ができるよう、確実な電源確保を可能とするため、西長沢浄水場及び相模原浄水場の非常用発電設備のガスタービン化を図る。

4 人材育成計画に基づく施策推進による組織力の強化

将来の事業展開に柔軟に対応できる組織づくりに向け、人材育成計画を職場内研修（OJT）、職場外研修（OFF-JT）、自己啓発の「3つの柱」に分けて推進する。

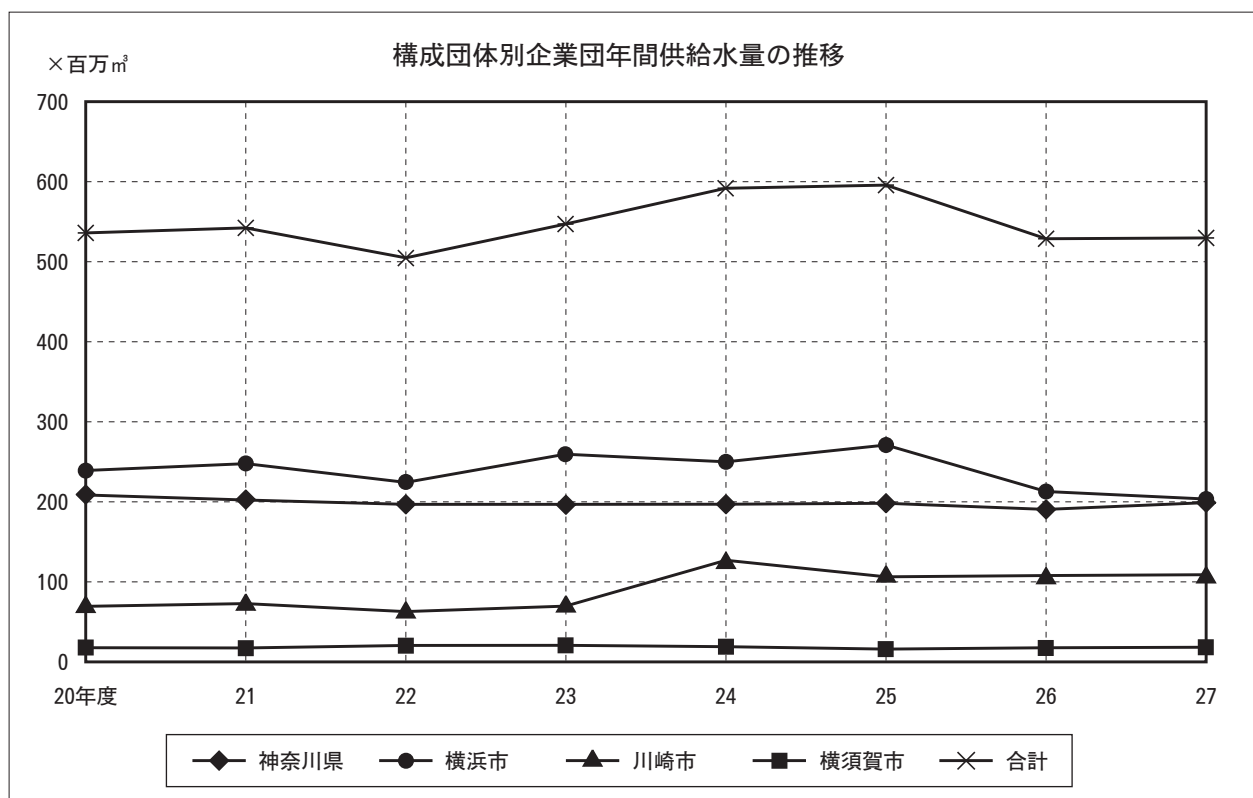
このうち職場内研修（OJT）に重点をおいて取り組み、業務上必要な知識・技術の一覧（スキルマップ）を活用した各職員の知識・技術の習熟度の把握を行い、それに応じたベテラン職員による研修を進める。

さらに、応用的な知識・技術を確実かつ効果的に習得するため、技術研修や管理部門研修の見直しなどの職場外研修（OFF-JT）の充実にも取り組む。また、これらの研修について効果検証を行ったうえの必要な改善を行う。

7 供給水量

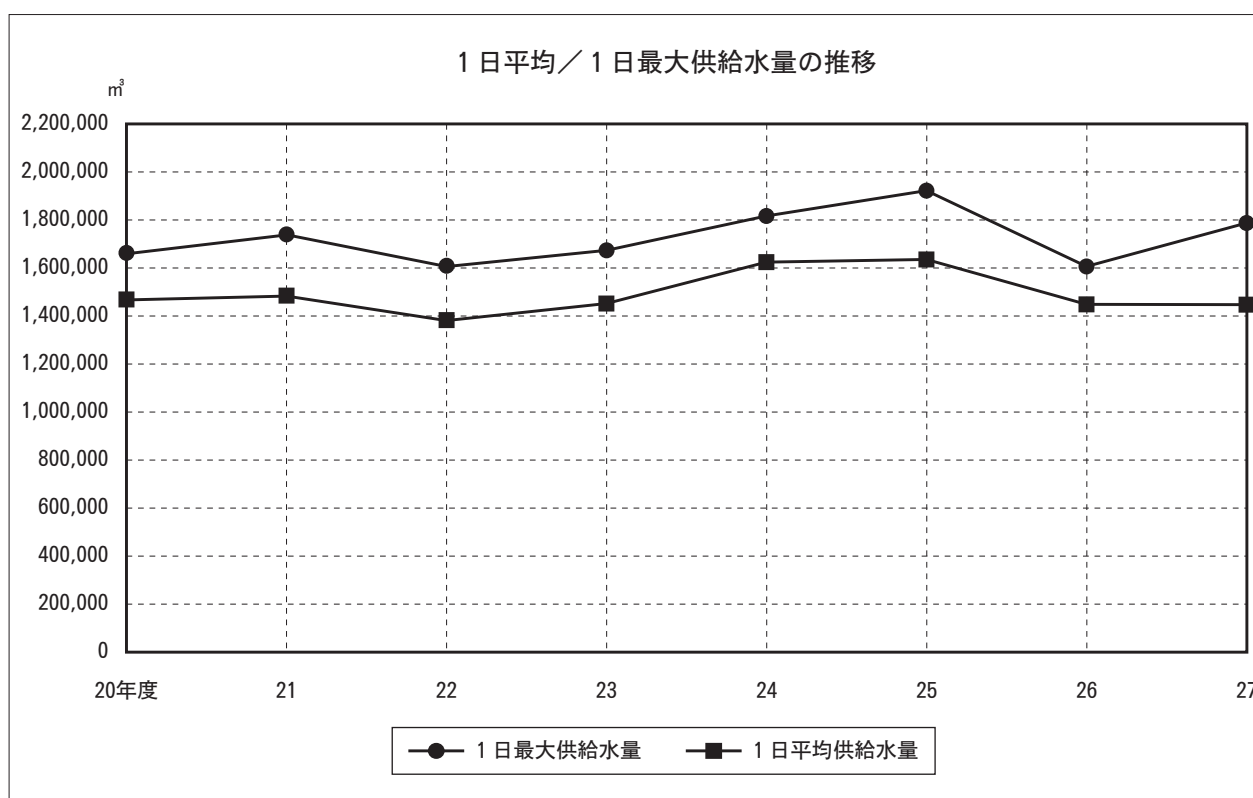
(1) 構成団体別企業団供給水量実績

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
神奈川 県	年間供給水量	209,179,390	203,994,680	196,888,930
	1日平均供給水量	573,094	558,890	539,422
	1日最大供給水量	628,700	631,440	618,830
	同上記録日	平成20年7月24日	平成21年7月30日	平成23年2月4日
横 浜 市	年間供給水量	239,752,700	248,506,400	224,897,100
	1日平均供給水量	656,857	680,839	616,156
	1日最大供給水量	876,300	862,300	757,700
	同上記録日	平成20年11月26日	平成21年10月8日	平成22年7月22日
川 崎 市	年間供給水量	69,121,200	72,487,100	62,474,200
	1日平均供給水量	189,373	198,595	171,162
	1日最大供給水量	284,500	285,700	263,300
	同上記録日	平成20年8月20日	平成21年11月4日	平成23年3月13日
横 須 賀 市	年間供給水量	18,227,570	17,342,300	20,367,190
	1日平均供給水量	49,939	47,513	55,801
	1日最大供給水量	60,930	75,630	66,140
	同上記録日	平成20年12月31日	平成21年12月2日	平成23年1月19日
合 計	年間供給水量	536,280,860	542,330,480	504,627,420
	1日平均供給水量	1,469,263	1,485,837	1,382,541
	1日最大供給水量	1,663,410	1,740,050	1,609,430
	同上記録日	平成20年11月20日	平成21年10月21日	平成22年7月22日



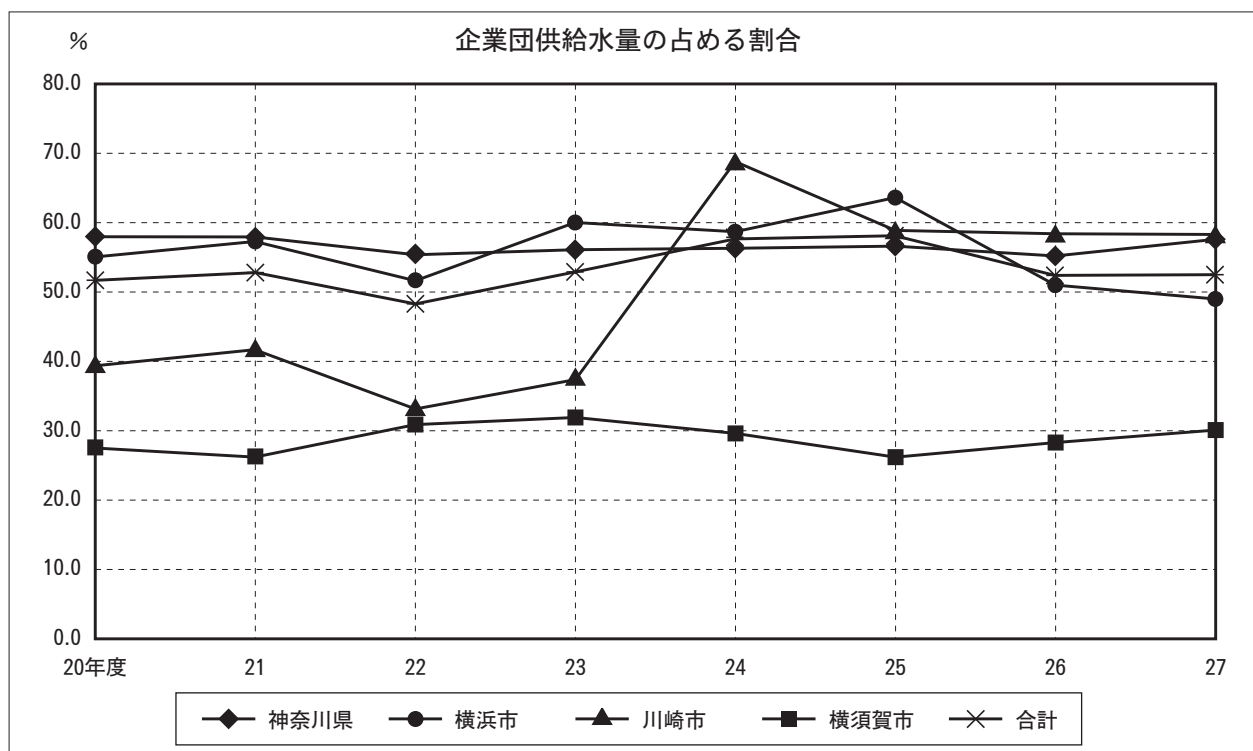
(単位：m³)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成27年度予算
197,213,930	196,911,740	193,564,420	190,532,510	199,012,900
538,836	539,484	530,313	522,007	543,751
623,210	626,150	645,380	611,530	637,900
平成23年 9月22日	平成24年 5月 6日	平成26年 2月26日	平成27年 2月19日	平成27年10月
259,536,100	249,764,900	272,084,700	212,912,700	203,496,000
709,115	684,287	745,438	583,322	556,000
849,900	810,200	891,300	702,100	732,000
平成23年 9月30日	平成24年 6月18日	平成25年 7月11日	平成26年 6月 1日	平成27年 7月
69,661,400	127,287,200	107,412,600	107,908,400	108,921,600
190,332	348,732	294,281	295,639	297,600
335,900	400,800	384,700	365,300	343,900
平成24年 3月29日	平成24年 5月20日	平成25年 7月12日	平成27年 3月24日	平成27年 7月
20,729,240	18,897,880	16,351,110	17,395,820	18,292,400
56,637	51,775	44,798	47,660	49,979
64,550	62,460	55,550	61,510	132,100
平成23年 6月30日	平成24年 7月29日	平成25年 7月12日	平成27年 3月 5日	平成27年 7月
547,140,670	592,861,720	589,412,830	528,749,430	529,722,900
1,494,920	1,624,279	1,614,830	1,448,629	1,447,330
1,673,640	1,817,510	1,903,630	1,606,040	1,787,400
平成23年 6月22日	平成24年 5月 6日	平成25年 7月11日	平成26年 6月 1日	平成27年 7月



(2) 構成団体における企業団供給水量の占める割合

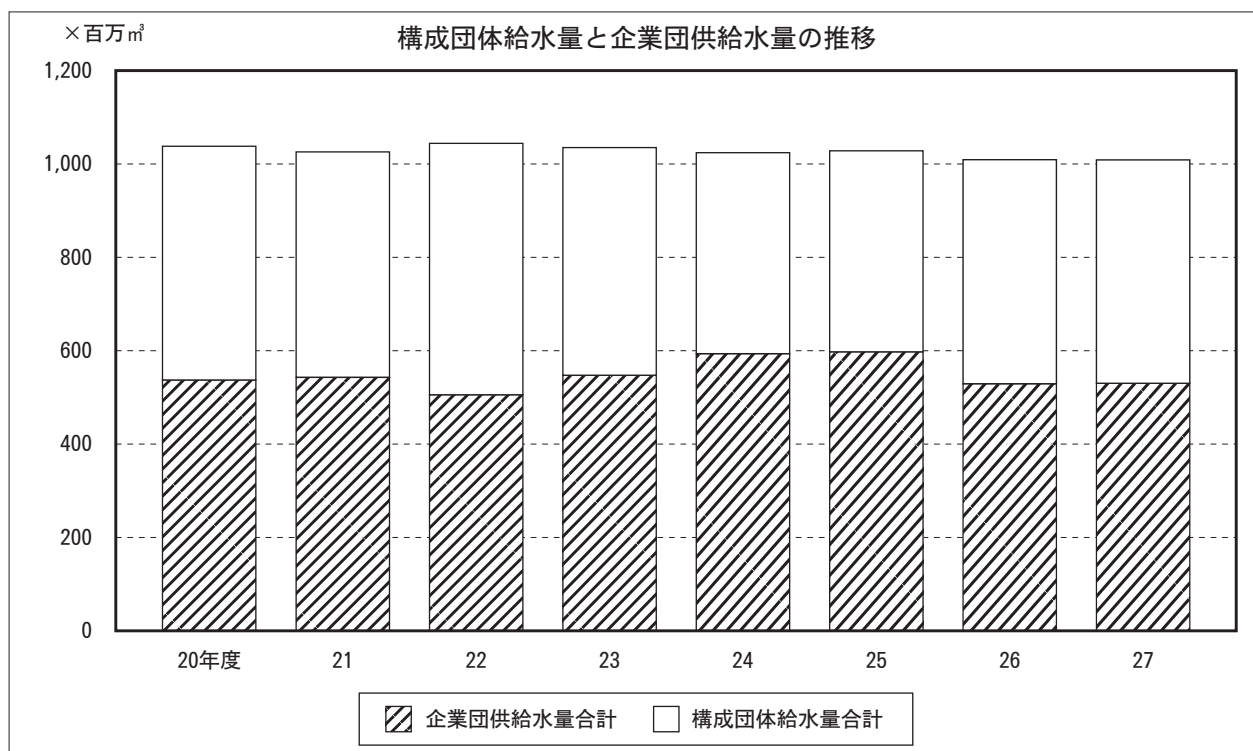
区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
神奈川県	年間給水量(A)	360,898,135	352,394,259	354,546,463
	企業団供給水量(B)	209,179,390	203,994,680	196,888,930
	比率 B / A	58.0%	57.9%	55.5%
	同上趨勢比率	100.0%	99.8%	95.7%
横浜市	年間給水量(A)	435,148,300	433,435,500	435,117,000
	企業団供給水量(B)	239,752,700	248,506,400	224,897,100
	比率 B / A	55.1%	57.3%	51.7%
	同上趨勢比率	100.0%	104.0%	93.8%
川崎市	年間給水量(A)	175,710,600	174,396,300	188,481,100
	企業団供給水量(B)	69,121,200	72,487,100	62,474,200
	比率 B / A	39.3%	41.6%	33.1%
	同上趨勢比率	100.0%	105.9%	84.2%
横須賀市	年間給水量(A)	66,105,458	66,053,947	65,987,411
	企業団供給水量(B)	18,227,570	17,342,300	20,367,190
	比率 B / A	27.6%	26.3%	30.9%
	同上趨勢比率	100.0%	95.3%	112.0%
合計	年間給水量(A)	1,037,862,493	1,026,280,006	1,044,131,974
	構成団体給水量(A)-(B)	501,581,633	483,949,526	539,504,554
	企業団供給水量(B)	536,280,860	542,330,480	504,627,420
	比率 B / A	51.7%	52.8%	48.3%
	同上趨勢比率	100.0%	102.1%	93.4%



(単位：m³)

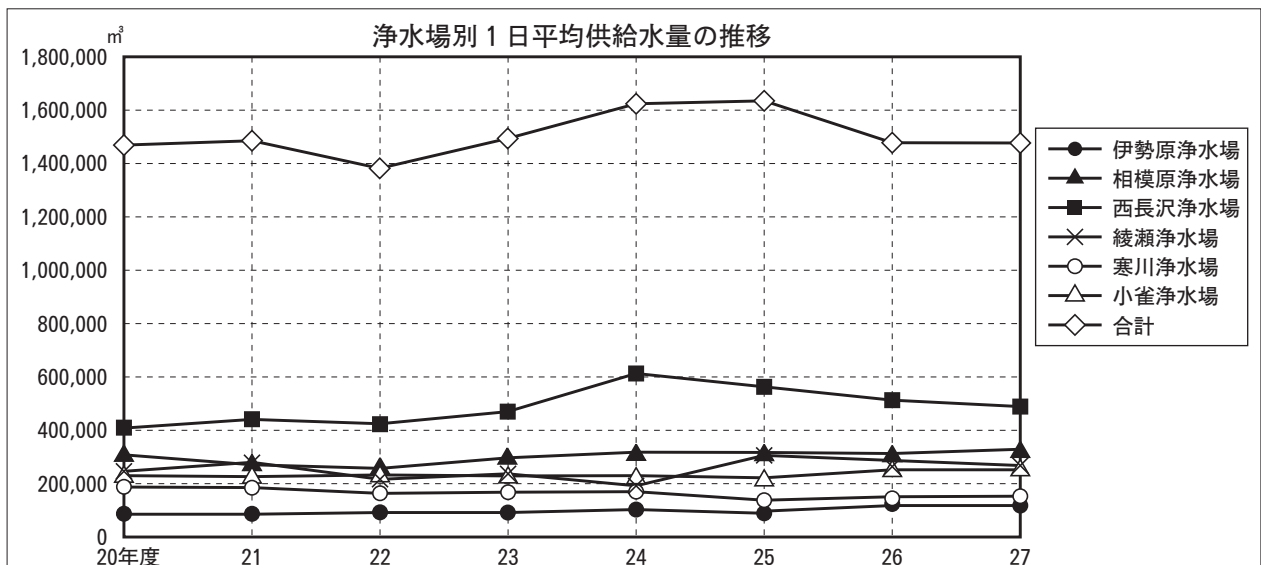
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度予算
351,402,158	349,488,996	348,385,365	345,159,447	345,561,200
197,213,930	196,911,740	193,564,420	190,532,510	199,012,900
56.1%	56.3%	55.6%	55.2%	57.6%
96.7%	97.1%	95.9%	95.2%	99.3%
431,652,700	425,280,300	443,150,600	423,432,600	415,044,000
259,536,100	249,764,900	272,084,700	212,912,700	203,496,000
60.1%	58.7%	61.4%	50.3%	49.0%
109.1%	106.5%	111.4%	91.3%	88.9%
186,693,900	184,894,500	183,689,700	182,847,400	186,733,200
69,661,400	127,287,200	107,412,600	107,908,400	108,921,600
37.3%	68.8%	58.5%	59.0%	58.3%
94.9%	175.1%	148.9%	150.1%	148.3%
65,491,447	63,864,392	62,578,555	61,392,315	60,853,000
20,729,240	18,897,880	16,351,110	17,395,820	18,292,400
31.7%	29.6%	26.1%	28.3%	30.1%
114.9%	107.2%	94.6%	102.5%	109.1%
1,035,240,205	1,023,528,188	1,037,804,220	1,012,831,762	1,008,191,400
488,099,535	430,666,468	448,391,390	484,082,332	478,468,500
547,140,670	592,861,720	589,412,830	528,749,430	529,722,900
52.9%	57.9%	56.8%	52.2%	52.5%
102.3%	112.0%	109.9%	101.0%	101.5%

* 神奈川県年間給水量(A)は、箱根地区を除く。



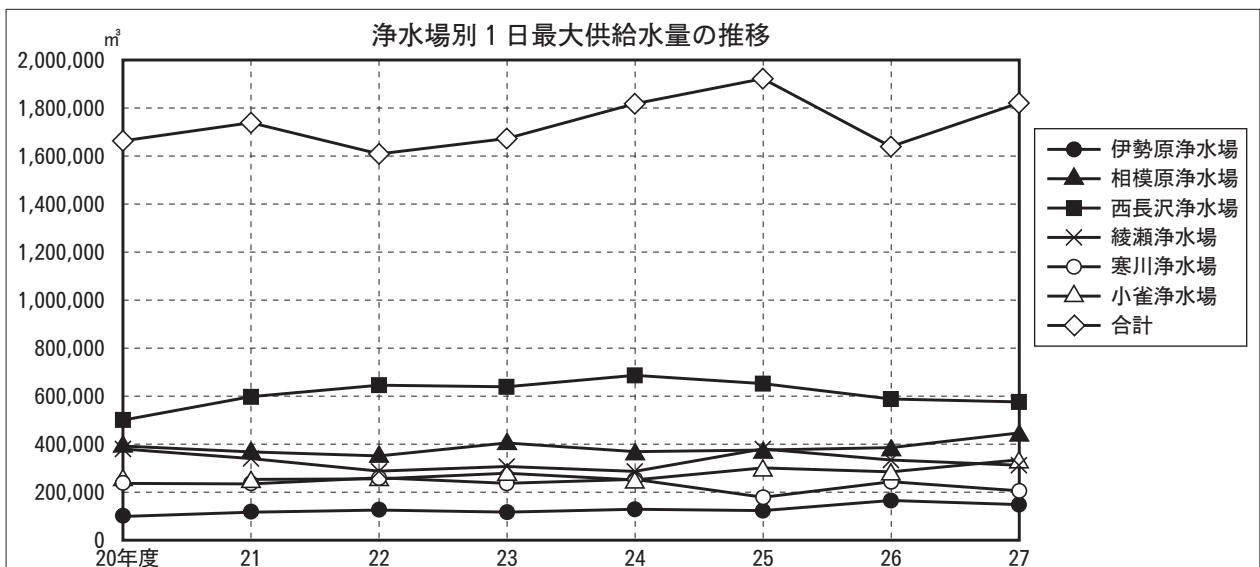
(3) 浄水場別供給水量実績及び稼働率の推移

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
伊勢原浄水場	計画1日最大給水量	204,600	204,600	204,600	204,600
	年間供給水量	31,731,690	31,812,630	33,836,020	34,163,930
	1日平均供給水量	86,936	87,158	92,701	93,344
	平均稼働率	42.5%	42.6%	45.3%	45.6%
	1日最大供給水量	102,510	119,400	127,570	117,830
	最大稼働率	50.1%	58.4%	62.4%	57.6%
同上記録日	平成20年7月17日	平成21年7月30日	平成22年9月26日	平成23年9月27日	
相模原浄水場	計画1日最大給水量	490,700	490,700	490,700	490,700
	年間供給水量	114,108,830	98,728,770	94,156,170	108,373,320
	1日平均供給水量	312,627	270,490	257,962	296,102
	平均稼働率	63.7%	55.1%	52.6%	60.3%
	1日最大供給水量	390,220	364,040	347,740	405,800
	最大稼働率	79.5%	74.2%	70.9%	82.7%
同上記録日	平成20年8月3日	平成22年3月11日	平成22年8月31日	平成23年11月30日	
西長沢浄水場	計画1日最大給水量	872,000	872,000	872,000	872,000
	年間供給水量	149,586,600	161,207,000	154,367,900	172,334,400
	1日平均供給水量	409,826	441,663	422,926	470,859
	平均稼働率	47.0%	50.6%	48.5%	54.0%
	1日最大供給水量	501,100	597,300	645,900	639,800
	最大稼働率	57.5%	68.5%	74.1%	73.4%
同上記録日	平成20年8月20日	平成21年10月18日	平成23年3月27日	平成23年4月27日	
綾瀬浄水場	計画1日最大給水量	465,000	465,000	465,000	465,000
	年間供給水量	89,801,240	101,636,280	79,048,030	86,913,020
	1日平均供給水量	246,031	278,456	216,570	237,467
	平均稼働率	52.9%	59.9%	46.6%	51.1%
	1日最大供給水量	379,930	340,440	287,040	307,570
	最大稼働率	81.7%	73.2%	61.7%	66.1%
同上記録日	平成20年11月26日	平成21年7月15日	平成23年2月13日	平成23年12月5日	
寒川浄水場	計画1日最大給水量	318,500	318,500	318,500	318,500
	年間供給水量	68,545,500	67,484,200	59,900,000	61,532,300
	1日平均供給水量	187,796	184,888	164,110	168,121
	平均稼働率	59.0%	58.0%	51.5%	52.8%
	1日最大供給水量	239,400	237,400	259,000	237,900
	最大稼働率	75.2%	74.5%	81.3%	74.7%
同上記録日	平成21年2月26日	平成22年3月2日	平成23年2月4日	平成23年9月25日	
小雀浄水場	計画1日最大給水量	275,000	275,000	275,000	301,600
	年間供給水量	82,507,000	81,461,600	83,319,300	83,823,700
	1日平均供給水量	226,047	223,182	228,272	229,027
	平均稼働率	82.2%	81.2%	83.0%	75.9%
	1日最大供給水量	250,300	242,300	250,300	250,300
	最大稼働率	91.0%	88.1%	91.0%	83.0%
同上記録日	平成20年7月1日	平成21年7月1日	平成22年7月1日	平成23年7月1日	
合 計	計画1日最大給水量	2,625,800	2,625,800	2,625,800	2,652,400
	年間供給水量	536,280,860	542,330,480	504,627,420	547,140,670
	1日平均供給水量	1,469,263	1,485,837	1,382,541	1,494,920
	平均稼働率	56.0%	56.6%	52.7%	56.4%
	1日最大供給水量	1,663,410	1,740,050	1,609,430	1,673,640
計	最大稼働率	63.3%	66.3%	61.3%	63.1%
同上記録日	平成20年11月20日	平成21年10月21日	平成22年7月22日	平成23年6月22日	



(単位：m³)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度予算
204,600	204,600	204,600	204,600
37,523,290	35,612,450	35,467,840	32,958,800
102,804	97,568	97,172	90,051
50.2%	47.7%	47.5%	44.0%
129,440	123,500	135,410	118,300
63.3%	60.4%	66.2%	57.8%
平成25年1月23日	平成25年7月10日	平成27年2月26日	平成27年6月
490,700	490,700	490,700	490,700
115,921,850	115,393,290	103,623,390	109,650,600
317,594	316,146	283,900	299,592
64.7%	64.4%	57.9%	61.1%
368,980	386,180	352,380	413,600
75.2%	78.7%	71.8%	84.3%
平成24年12月24日	平成25年7月23日	平成26年10月19日	平成27年7月
872,000	872,000	872,000	872,000
223,549,300	201,755,400	177,693,600	169,311,600
612,464	552,755	486,832	462,600
70.2%	63.4%	55.8%	53.1%
686,700	703,000	558,100	546,000
78.8%	80.6%	64.0%	62.6%
平成24年5月20日	平成25年7月10日	平成26年7月12日	平成27年7月
465,000	465,000	465,000	465,000
69,930,880	97,795,690	85,634,900	87,346,700
191,591	267,933	234,616	238,652
41.2%	57.6%	50.5%	51.3%
286,510	341,080	300,670	279,000
61.6%	73.4%	64.7%	60.0%
平成24年5月14日	平成25年8月20日	平成26年6月19日	平成27年7月
318,500	318,500	318,500	318,500
61,916,000	57,892,900	43,419,500	46,238,600
169,633	158,611	118,958	126,335
53.3%	49.8%	37.3%	39.7%
253,100	252,900	213,500	175,700
79.5%	79.4%	67.0%	55.2%
平成24年5月6日	平成26年2月26日	平成26年6月8日	平成27年10月
301,600	301,600	301,600	301,600
84,020,400	80,963,100	82,910,200	84,216,600
230,193	221,817	227,151	230,100
76.3%	73.5%	75.3%	76.3%
251,400	242,300	251,400	301,600
83.4%	80.3%	83.4%	100.0%
平成24年7月1日	平成25年7月1日	平成26年8月1日	平成27年7月
2,652,400	2,652,400	2,652,400	2,652,400
592,861,720	589,412,830	528,749,430	529,722,900
1,624,279	1,614,830	1,448,629	1,447,330
61.2%	60.9%	54.6%	54.6%
1,817,510	1,903,630	1,606,040	1,787,400
68.5%	71.8%	60.6%	67.4%
平成24年5月6日	平成25年7月11日	平成26年6月1日	平成27年7月



8 財 務

(1) 給水料金

① 基本原則

資金ベースによる原価算定

原価の算定にあたっては、事業費用のうち現金支出を伴わない減価償却費等は原価対象から控除し、資本的収支不足額を原価対象に含めるいわゆる資金ベースで行い、料金算定期間中の費用をその性質によって固定費と変動費に区分し、固定費は基本料金で、変動費は使用料金で回収する。

統一料金

水源を遠隔地に求め、かつ給水区域の包括性を持つ企業団方式の採用という水道行政の広域化の指向から、水系及び給水地点のいかににかかわらず統一料金とする。

責任水量制

構成団体の配分水量に応じた設備投資を行ったことから、資本費を中心とした固定費の回収を、配分水量比で行うこととした経費の責任分担方式を採用した。

以上により、現行の給水料金は、配分水量比で設定した基本水量を基礎にした基本料金と、実際の使用水量に係る使用料金とで構成されている。

ただし、寒川事業（暫定事業）に係る給水料金については、別に定めている。

② 現行の給水料金

現行の給水料金は、平成26年1月議会定例会において消費税及び地方消費税の引き上げに伴う料金の改定が議決され、同年4月1日から適用されている。

現在までの給水料金及び基本料金の算定基礎となる基本水量等の推移については、次のとおりとなっている。

③ 給水料金の推移

ア 直営事業の給水料金

経緯 区分	創設料金	第1回料金改定	基本水量の改定		第2回料金改定	共有水量の設定	消費税の料金転嫁	基本水量の圧縮 及び超過使用料 金の設定	第3回料金改定
			三保ダム一部取水	三保ダム全量取水					
議 会	昭和48年2月定例会	昭和50年8月臨時会	—	—	昭和55年10月定例会	—	平成元年7月臨時会	平成3年2月定例会	平成4年9月定例会
議 決 日	昭和48年3月11日	昭和50年9月8日	—	—	昭和55年10月27日	—	平成元年7月25日	平成3年2月7日	平成4年10月13日
適 用 日	昭和49年4月1日	昭和51年4月1日	昭和53年7月1日	昭和54年4月1日	昭和56年4月1日	昭和60年4月1日	平成元年8月1日	平成3年4月1日	平成5年4月1日
料金算定期間等	昭和48～50年度 (3箇年間)	昭和51～52年度 (2箇年間)	昭和53～55年度 (3箇年間)		昭和56～58年度 (3箇年間)	—	—	—	平成5～8年度 (4箇年間)
平均改定率	—	45.46%	—		12.37%	—	消費税3%の転嫁	—	13.21%
料 金	基本料金	37円/㎡	同 左		59円/㎡	同 左	59円/㎡×1.03	同 左	67円/㎡×1.03
	使用料金	3円/㎡	同 左		7円50銭/㎡	同 左	7円50銭/㎡×1.03	7円50銭(使用水量が1日最大給水量を超えたときは、超えた水量については200円)/㎡×1.03	8円50銭(使用水量が1日最大給水量を超えたときは、超えた水量については200円)/㎡×1.03
基 本 水 量	神奈川県	169,200㎡/日	同 左	259,900㎡/日	378,200㎡/日	同 左	同 左	同 左	340,380㎡/日
	横浜市	251,900㎡/日	同 左	386,900㎡/日	562,800㎡/日	同 左	同 左	同 左	506,520㎡/日
	川崎市	221,600㎡/日	同 左	340,400㎡/日	495,200㎡/日	同 左	445,200㎡/日	同 左	395,680㎡/日
	横須賀市	8,300㎡/日	同 左	12,800㎡/日	18,600㎡/日	同 左	同 左	同 左	16,740㎡/日
	計	651,000㎡/日	同 左	1,000,000㎡/日	1,454,800㎡/日	同 左	1,404,800㎡/日	同 左	1,259,320㎡/日
調整水量	—	—	—	—	—	—	—	—	—
相互融通水量	—	—	—	—	—	—	—	195,480㎡/日(注2)	同 左
受水者共有	—	—	—	—	—	50,000㎡/日	同 左	(50,000㎡/日)	同 左
一 日 最 大 給 水 量 (注1)	適 用 日	昭和49年4月1日	—	昭和53年7月1日	昭和54年4月1日	—	昭和60年4月1日	—	—
	神奈川県	169,200㎡/日	同 左	259,900㎡/日	378,200㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左
	横浜市	251,900㎡/日	同 左	386,900㎡/日	562,800㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左
	川崎市	221,600㎡/日	同 左	340,400㎡/日	495,200㎡/日	同 左	445,200㎡/日	同 左	同 左
	横須賀市	8,300㎡/日	同 左	12,800㎡/日	18,600㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左
	受水者共有	—	—	—	—	—	50,000㎡/日	同 左	同 左
計	651,000㎡/日	同 左	1,000,000㎡/日	1,454,800㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左	

注1 1日最大給水量は、基本水量の基礎となる団体別配分量であり、1日を単位として供給できる水量の上限であって、実績水量ではない。

注2 平成3年度から平成10年度までの相互融通水量及び平成11年度から平成14年度までの調整水量は、受水者共有水量を含む。

注3 第4回料金改定及び寒川事業(暫定事業)の基本料金の設定による総体的な平均改定率は△11.06%となる。

注4 平成18年度及び平成19年度における基本料金の一部免除について

平成18年度及び平成19年度に限り、各受水者の直営事業の給水料金(基本料金)について、次の①②の合計額を免除する。

①[定率免除額]免除前の基本料金の12.00%に相当する金額

②[定量免除額]1日当たり2,000㎡の基本水量に対する基本料金に相当する金額

なお、基本料金に換算すると「44円68銭/㎡×1.05」への引下げ(△12.39%の改定)に相当する。

注5 第5回料金改定及び寒川事業(暫定事業)の給水料金の第1回改定による総体的な平均改定率は△12.69%となる。

注6 第6回料金改定及び寒川事業(暫定事業)の給水料金の第2回改定による総体的な平均改定率は△3.2%となる。

消費税率の改定	基本水量及び共有水量の改定 (相模川水系基本水量化及び調整水量設定)			基本水量の改定		第4回料金改定		第5回料金改定	第6回料金改定	消費税率の改定
平成9年2月定例会	—			平成13年2月定例会	平成15年1月定例会	同左	平成20年1月定例会	平成23年1月定例会	平成26年1月定例会	
平成9年2月12日	—			平成13年2月13日	平成15年2月3日	同左	平成20年2月18日	平成23年2月9日	平成26年2月12日	
平成9年4月1日	平成11年4月1日			平成13年4月1日	平成15年4月1日	平成18年4月1日	平成20年4月1日	平成23年4月1日	平成26年4月1日	
—	平成11～12年度 (2箇年間)			平成13～14年度 (2箇年間)	平成15～19年度 (5箇年間)		平成20～24年度 (5箇年間)	平成23～27年度 (5箇年間)	—	
消費税及び地方消費税5%	—			—	△21.64%(注3)		△14.44%(注5)	△2.3%(注6)	消費税及び 地方消費税8%	
67円/㎡×1.05	同左			同左	51円/㎡×1.05	同左(一部免除(注4))	42円50銭/㎡×1.05	40円50銭/㎡×1.05	40円50銭/㎡×1.08	
8円50銭(使用水量が1日最大給水量を超えたときは、超えた水量については200円)/㎡×1.05	同左			同左	10円/㎡×1.05	同左	10円80銭/㎡×1.05	12円50銭/㎡×1.05	12円50銭/㎡×1.08	
同左	388,960㎡/日			582,060㎡/日	612,700㎡/日	669,400㎡/日	同左	同左	同左	
同左	511,820㎡/日			704,230㎡/日	741,300㎡/日	784,500㎡/日	同左	同左	同左	
同左	372,020㎡/日			458,420㎡/日	503,600㎡/日	505,600㎡/日	同左	同左	同左	
同左	31,710㎡/日			59,090㎡/日	62,200㎡/日	72,800㎡/日	同左	同左	同左	
同左	1,304,510㎡/日			1,803,800㎡/日	1,919,800㎡/日	2,032,300㎡/日	同左	同左	同左	
—	382,790㎡/日(注2)			116,000㎡/日(注2)	—	—	—	—	—	
同左	—			—	—	—	—	—	—	
同左	(20,000㎡/日)			同左	—	—	—	—	—	
—	平成10年7月23日	平成11年4月1日	平成12年4月1日	—	—	平成18年4月1日	—	—	—	
同左	439,900㎡/日	495,500㎡/日	612,700㎡/日	同左	同左	669,400㎡/日	同左	同左	同左	
同左	609,700㎡/日	652,000㎡/日	741,300㎡/日	同左	同左	784,500㎡/日	同左	同左	同左	
同左	同左	479,400㎡/日	483,600㎡/日	同左	503,600㎡/日	505,600㎡/日	同左	同左	同左	
同左	30,000㎡/日	40,400㎡/日	62,200㎡/日	同左	同左	72,800㎡/日	同左	同左	同左	
同左	同左	20,000㎡/日	同左	同左	—	—	—	—	—	
同左	1,574,800㎡/日	1,687,300㎡/日	1,919,800㎡/日	同左	同左	2,032,300㎡/日	同左	同左	同左	

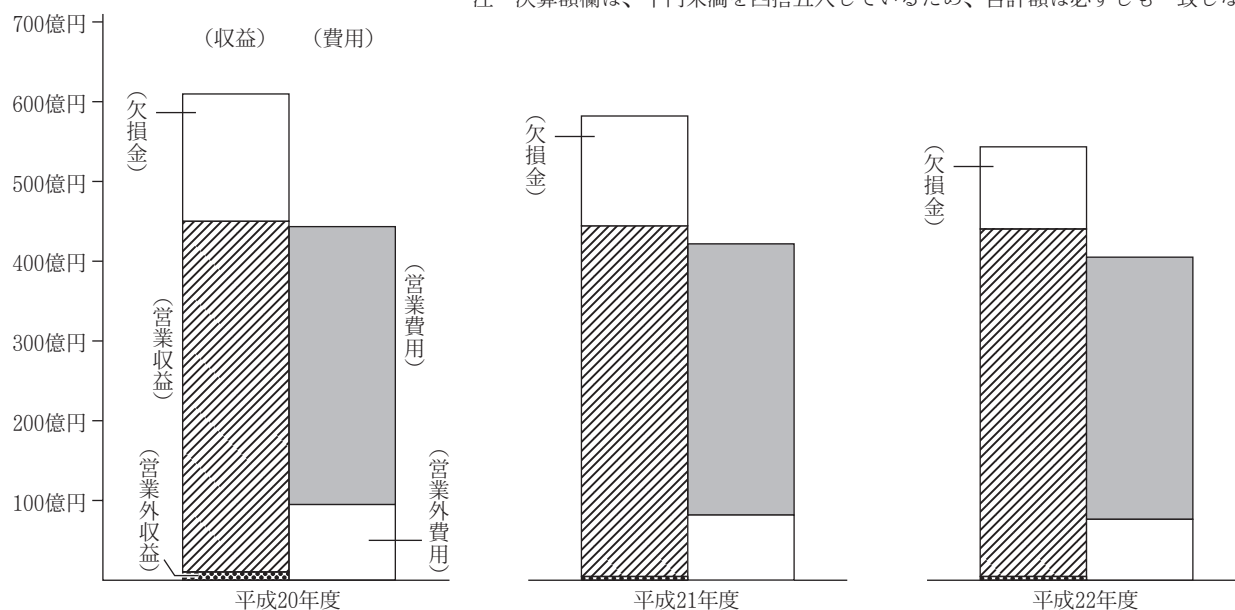
イ 寒川事業(暫定事業)の給水料金

経緯 区分	寒川事業の実施に伴う 寒川事業使用料金の設定	寒川事業基本料金の設定	第1回料金改定	第2回料金改定	消費税率の改定	
議 会	平成13年2月定例会	平成15年1月定例会	平成20年1月定例会	平成23年1月定例会	平成26年1月定例会	
議 決 日	平成13年2月13日	平成15年2月3日	平成20年2月18日	平成23年2月9日	平成26年2月12日	
適 用 日	平成13年4月1日	平成15年4月1日	平成20年4月1日	平成23年4月1日	平成26年4月1日	
料金算定期間	—	平成15～19年度 (5箇年間)	平成20～24年度 (5箇年間)	平成23～27年度 (5箇年間)	—	
平均改定率	—	—	0.81%	△10.1%	消費税及び 地方消費税8%	
料 金	基本料金	—	24円80銭/㎡×1.05	25円/㎡×1.05	22.3円/㎡×1.05	22.3円/㎡×1.08
	使用料金	神奈川県 17円30銭/㎡×1.05 横浜市及び横須賀市 17円50銭/㎡×1.05	同左	同左	同左	神奈川県 17円30銭/㎡×1.08 横浜市及び横須賀市 17円50銭/㎡×1.08
基本 水量	神奈川県	—	318,500㎡/日	同左	同左	同左
	横浜市	—	242,300㎡/日	同左	同左	同左
	横須賀市	—	32,700㎡/日	同左	37,300㎡/日	同左
	計	—	593,500㎡/日	同左	598,100㎡/日	同左

(2) 損益計算書

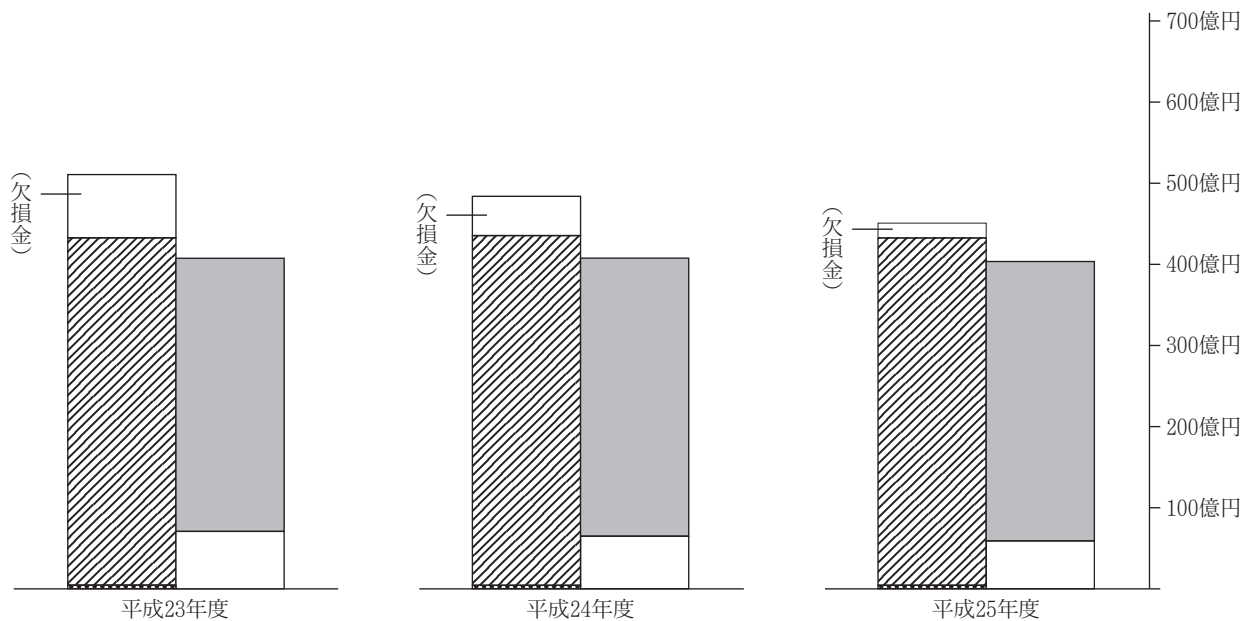
年 度	平成 20 年 度		平成 21 年 度	
	決 算 額	すう勢比率	決 算 額	すう勢比率
1 営 業 収 益	43,984,293	100.0%	43,999,810	100.0%
(1) 給 水 収 益	43,731,917	100.0	43,783,350	100.1
(2) そ の 他 営 業 収 益	252,376	100.0	216,459	85.8
2 営 業 費 用	34,851,864	100.0	34,015,089	97.6
(1) 原 水 費	6,389,090	100.0	5,752,511	90.0
(2) 浄 水 費	6,399,151	100.0	6,047,747	94.5
(3) 送 水 費	890,147	100.0	1,067,050	119.9
(4) 業 務 費	817,296	100.0	685,183	83.8
(5) 総 係 費	1,492,822	100.0	1,510,860	101.2
(6) 議 会 及 び 監 査 費	21,384	100.0	21,255	99.4
(7) 減 価 償 却 費	18,696,666	100.0	18,330,798	98.0
(8) 資 産 減 耗 費	145,307	100.0	599,685	412.7
営業利益(△損失)	9,132,429	100.0	9,984,721	109.3
3 営 業 外 収 益	1,036,279	100.0	493,809	47.7
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	86,519	100.0	39,886	46.1
(2) 繰 入 金	905,000	100.0	394,000	43.5
(3) 雑 収 益	44,759	100.0	59,923	133.9
4 営 業 外 費 用	9,504,574	100.0	8,261,035	86.9
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	9,504,450	100.0	8,189,165	86.2
(2) 繰 延 勘 定 償 却	0	—	0	—
(3) 雑 支 出	124	—	71,870	57959.7
経常利益(△損失)	664,134	100.0	2,217,494	333.9
5 特 別 利 益	0	—	0	—
(1) 固 定 資 産 売 却 益	0	—	0	—
(2) そ の 他 特 別 利 益	0	—	0	—
6 特 別 損 失	0	—	0	—
(1) 臨 時 損 失	0	—	0	—
当年度純利益(△純損失)	664,134	100.0	2,217,494	333.9
繰越利益剰余金(△繰越欠損金)	△16,649,463	100.0	△15,985,329	96.0
利益剰余金(△欠損金)	△15,985,329	100.0	△13,767,835	86.1

注 決算額欄は、千円未満を四捨五入しているため、合計額は必ずしも一致しない。



(単位：千円)

平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
決 算 額	すう勢比率	決 算 額	すう勢比率	決 算 額	すう勢比率	決 算 額	すう勢比率
43,582,345	99.1%	42,811,675	97.3%	43,104,712	98.0%	42,811,110	97.3%
43,339,307	99.1	42,560,087	97.3	43,038,780	98.4	42,747,700	97.7
243,038	96.3	251,587	99.7	65,933	26.1	63,410	25.1
32,856,459	94.3	33,666,237	96.6	34,273,290	98.3	34,446,444	98.8
5,610,560	87.8	6,741,211	105.5	7,432,573	116.3	7,670,213	120.1
6,045,231	94.5	6,229,863	97.4	6,389,377	99.8	6,500,406	101.6
871,588	97.9	967,242	108.7	931,964	104.7	1,115,399	125.3
576,340	70.5	596,498	73.0	538,557	65.9	532,471	65.2
1,357,900	91.0	1,273,834	85.3	1,320,854	88.5	1,257,069	84.2
20,829	97.4	19,524	91.3	20,505	95.9	20,668	96.7
18,073,418	96.7	17,682,941	94.6	17,202,325	92.0	17,155,060	91.8
300,592	206.9	155,123	106.8	437,136	300.8	195,158	134.3
10,725,886	117.4	9,145,438	100.1	8,831,422	96.7	8,364,666	91.6
378,965	36.6	452,888	43.7	433,354	41.8	429,622	41.5
20,445	23.6	18,810	21.7	17,663	20.4	16,917	19.6
318,231	35.2	376,444	41.6	309,000	34.1	251,000	27.7
40,288	90.0	57,634	128.8	106,691	238.4	161,705	361.3
7,623,736	80.2	7,064,342	74.3	6,485,402	68.2	5,906,684	62.1
7,623,386	80.2	7,064,338	74.3	6,484,726	68.2	5,891,193	62.0
0	—	0	—	0	—	0	—
350	282.3	5	4.0	676	545.2	15,491	12492.7
3,481,114	524.2	2,533,983	381.5	2,779,374	418.5	2,887,604	434.8
0	—	0	—	185,274	—	114,698	—
0	—	0	—	0	—	50,142	—
0	—	0	—	185,274	—	64,556	—
0	—	56,612	—	0	—	0	—
0	—	56,612	—	0	—	0	—
3,481,114	524.2	2,477,371	373.0	2,964,648	446.4	3,002,303	452.1
△13,767,835	82.7	△10,286,720	61.8	△7,809,349	46.9	△4,844,701	29.1
△10,286,720	64.4	△7,809,349	48.9	△4,844,701	30.3	△1,842,399	11.5



(3) 貸借対照表

(単位：千円)

年 度 項 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1 固 定 資 産	714,758,152	699,028,362	683,638,261	668,598,810	655,663,952	642,389,817
(1) 有形固定資産	389,892,824	380,644,487	371,818,315	363,342,792	357,098,095	350,376,162
(2) 無形固定資産	324,415,327	317,933,875	311,369,946	304,806,018	298,130,857	291,578,655
(3) 投 資	450,000	450,000	450,000	450,000	435,000	435,000
2 流 動 資 産	12,931,232	12,877,371	14,052,552	15,115,366	17,375,692	16,674,948
(1) 現金・預金	8,393,879	8,072,917	9,779,403	10,785,975	13,254,131	12,260,918
(2) 未 収 金	3,999,200	4,489,292	3,981,033	4,048,453	3,883,976	4,199,547
(3) 貯 蔵 品	0	0	44,500	78,170	89,170	89,170
(4) 前 払 金	438,153	215,162	147,615	102,768	48,415	25,313
(5) その他流動資産	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
3 繰 延 勘 定	0	0	0	0	0	0
(1) 企業債発行差金	0	0	0	0	0	0
資 産 合 計	727,689,384	711,905,733	697,690,813	683,714,176	673,039,644	659,064,765
4 固 定 負 債	3,045,672	2,080,672	1,795,672	1,753,404	1,603,404	1,378,888
(1) 引 当 金	3,045,672	2,080,672	1,795,672	1,753,404	1,603,404	1,378,888
(2) その他固定負債	0	0	0	0	0	0
5 流 動 負 債	4,296,381	4,632,017	3,381,259	3,630,542	5,456,934	4,757,598
(1) 未 払 金	4,173,493	4,510,911	3,264,615	3,511,815	5,319,355	4,640,859
(2) 預 り 金	22,888	21,106	16,643	18,727	37,580	16,739
(3) 預り有価証券	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
負 債 合 計	7,342,053	6,712,689	5,176,931	5,383,946	7,060,338	6,136,486
6 資 本 金	514,537,841	496,823,033	480,511,190	463,535,901	448,147,172	431,586,483
(1) 自己資本金	230,287,007	232,357,007	234,227,007	235,996,007	237,670,007	239,255,007
(2) 借入資本金	284,250,835	264,466,027	246,284,183	227,539,894	210,477,166	192,331,477
7 剰 余 金	205,809,490	208,370,010	212,002,692	214,794,329	217,832,133	221,341,796
(1) 資本剰余金	221,794,819	222,137,845	222,289,412	222,603,678	222,676,834	223,184,194
(2) 利益剰余金(△欠損金)	△15,985,329	△13,767,835	△10,286,720	△7,809,349	△4,844,701	△1,842,399
資 本 合 計	720,347,331	705,193,044	692,513,882	678,330,230	665,979,306	652,928,279
負 債 資 本 合 計	727,689,384	711,905,733	697,690,813	683,714,176	673,039,644	659,064,765

注 金額欄は、千円未満を四捨五入しているため、合計額は必ずしも一致しない。

(4) 財務分析比率表

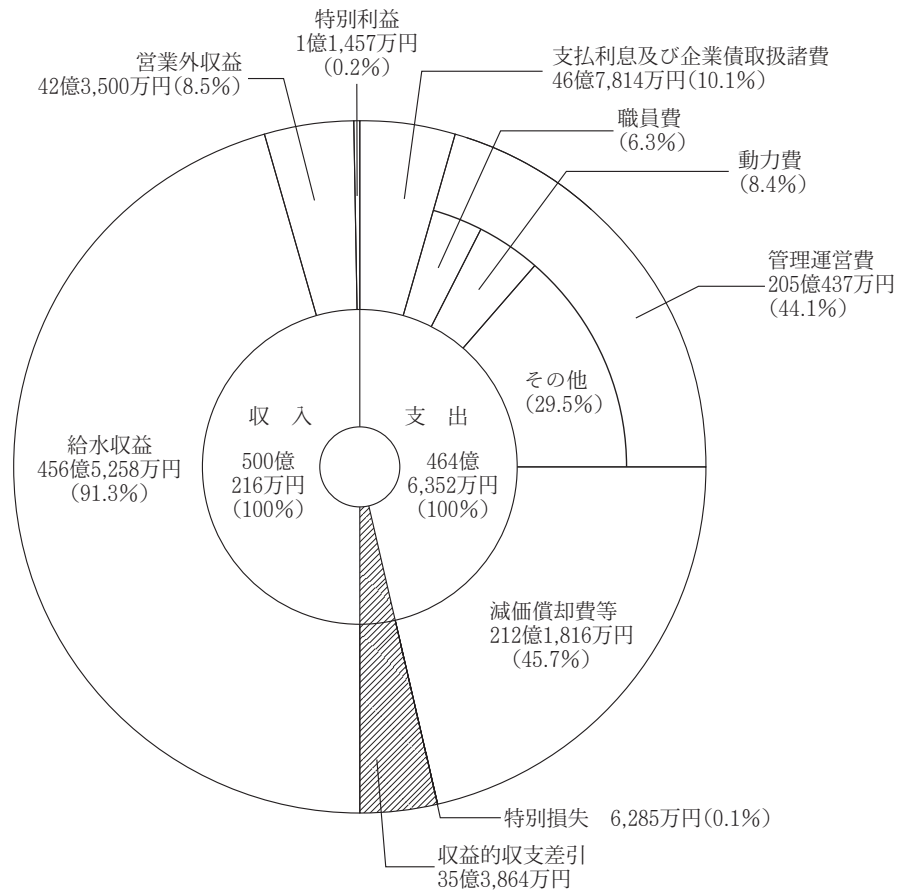
分析項目		比 率						算 式
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
施設 効 率	施設利用率 (%)	56.0	56.6	52.7	56.4	61.2	60.9	$\frac{1 \text{ 日平均給水量}}{1 \text{ 日給水能力}} \times 100$
	最大稼働率 (%)	63.3	66.3	61.3	63.1	68.5	71.8	$\frac{1 \text{ 日最大給水量}}{1 \text{ 日給水能力}} \times 100$
	負荷率 (%)	88.3	85.4	85.9	89.3	89.4	84.8	$\frac{1 \text{ 日平均給水量}}{1 \text{ 日最大給水量}} \times 100$
	固定資産使用効率 ($\text{m}^3/\text{万円}$)	14.1	14.3	13.6	15.1	16.7	16.9	$\frac{\text{年間給水量}}{\text{建設仮勘定を除く有形固定資産}} \times 10,000$
経 済 性	総資本利益率 (%)	0.1	0.3	0.5	0.4	0.4	0.5	$\frac{\text{当年度純利益}}{\text{平均総資本}} \times 100$
	総収支比率 (%)	101.5	105.2	108.6	106.1	107.3	107.4	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
安 全 性	流動比率 (%)	301.0	278.0	415.6	416.3	318.4	350.5	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
	当座比率 (%)	288.5	271.2	407.0	408.6	314.1	346.0	$\frac{(\text{現金預金} + \text{未収金} + \text{有価証券})}{\text{流動負債}} \times 100$
	固定比率 (%)	163.9	158.6	153.2	148.3	143.9	139.5	$\frac{\text{固定資産}}{(\text{自己資本金} + \text{剰余金})} \times 100$
	自己資本構成比率 (%)	59.9	61.9	64.0	65.9	67.7	69.9	$\frac{(\text{自己資本金} + \text{剰余金})}{\text{総資本}(\text{資本} + \text{負債})} \times 100$
	借入資本構成比率 (%)	39.1	37.1	35.3	33.3	31.3	29.2	$\frac{\text{借入資本}}{\text{総資本}(\text{資本} + \text{負債})} \times 100$
	固定資産構成比率 (%)	98.2	98.2	98.0	97.8	97.4	97.5	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}} \times 100$
そ の 他	利子負担率 (%)	3.2	3.0	3.0	3.0	3.0	2.9	$\frac{(\text{支払利息} + \text{建設利息} + \text{企業債取扱諸費})}{(\text{平均借入資本} + \text{平均一時借入金})} \times 100$
	供給単価 (円)	81.55	80.73	85.88	77.79	72.59	72.53	$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間給水量}}$
	給水原価 (円)	82.71	77.95	80.22	74.55	68.75	68.46	$\frac{\text{総費用}}{\text{年間給水量}}$

(5) 平成27年度予算の概要

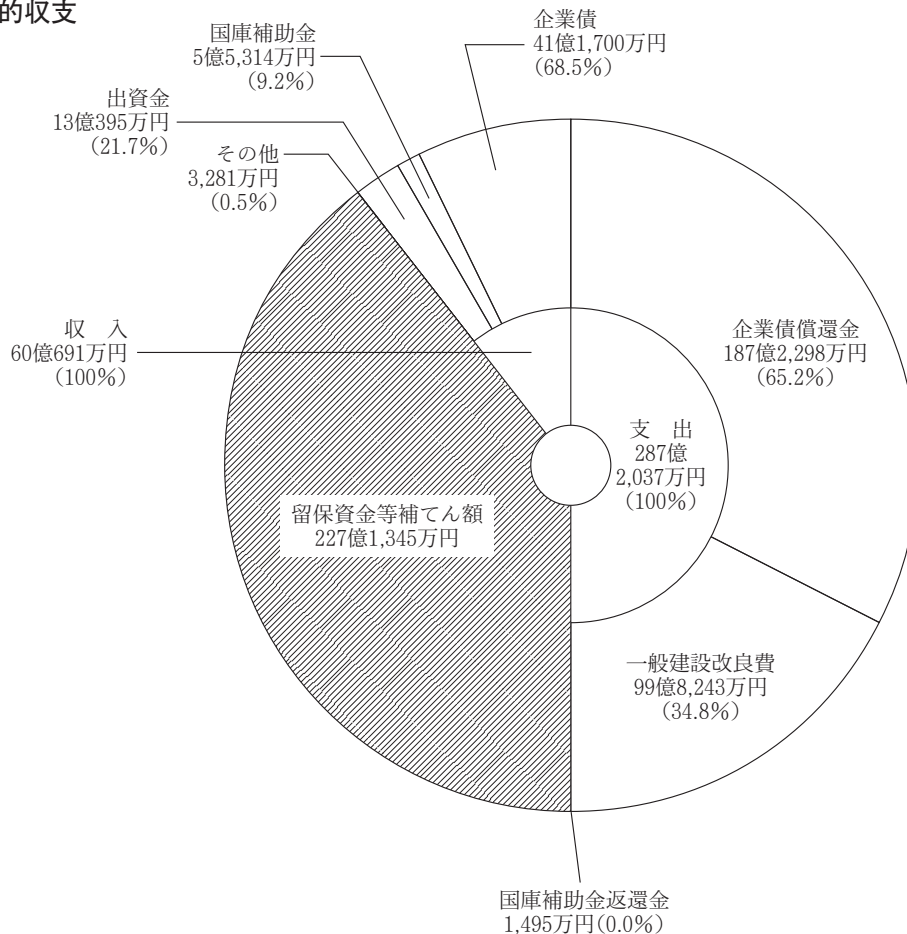
区 分		予 算 額	備 考
損	用水供給事業収益	50,002,166千円	
	営 業 収 益	45,720,541	年間総供給水量 529,722,900m ³ 給水収益 45,652,589千円 供給単価 86円18銭 (82円08銭) その他営業収益 67,952千円
	営 業 外 収 益	4,167,054	構成団体繰入金 135,000千円 長期前受金戻入 3,977,388 その他 54,666
	特 別 利 益	114,571	退職給付債務差引額 114,571千円
	用水供給事業費用	46,463,517	給水原価 87円71銭 (82円21銭)
	営 業 費 用	40,080,788	職員費 2,940,765千円 動力費 3,876,404 委託料 4,275,400 うち寒川事業委託料 2,455,616 修繕費 1,849,573 負担金及び交付金 2,196,386 ダム管理費 1,845,900 減価償却費等 21,218,159 その他 1,878,201
	営 業 外 費 用	6,319,878	支払利息及び企業債取扱諸費 4,678,137千円 その他 1,641,741
	特 別 損 失	62,851	企業団施設保管PCB含有機器処分費用引当金
	収 支 差 引	3,538,649	消費税及び地方消費税資本的収支調整額等 719,558千円 同控除後の損益 2,819,091
	累 積 損 益	2,358,680	
資	用水供給事業資本的収入	6,006,917	
	企 業 債	4,117,000	施設更新等整備事業充当 4,117,000千円
	補 助 金	553,142	施設耐震化事業充当 553,142千円
	出 資 金	1,303,957	神奈川県 651,000千円 横浜市 496,000 川崎市 23,000 横須賀市 121,000 がんばる地域交付金相当額 12,957
	そ の 他 資 本 的 収 入	32,818	受託建設費収入
	用水供給事業資本的支出	28,720,369	
	一 般 建 設 改 良 費	9,982,431	
	企 業 債 償 還 金	18,722,984	
	国庫補助金返還金	14,954	国庫補助金消費税相当額返還金
	収 支 差 引	△22,713,452	
前年度末資金過不足額	8,701,633	平成26年度予算(補正第3号)による見込み額	
当年度資金発生額	△1,935,513		
累積資金過不足額	6,766,120		

注 供給単価及び給水原価の()内金額は、消費税及び地方消費税控除後の額

収益的収支



資本的収支



(注) 計数については、1万円未満を調整のうえ表示している。

(6) 一般会計からの繰出金

一般会計からの繰出金は、地方公営企業の経営の健全化の促進と経営基盤の強化を目的として実施されている制度である。

当企業団では、構成団体との協議を経て、主に創設事業及び相模川水系建設事業（第1期）の国庫補助対象事業に対して繰出金を受けている。

平成26年度においては、相模川水系建設事業（第1期）に充当した企業債の元利償還金の支払いの一部に充当する財源として繰出しを受けており、平成27年度においても前年度から引き続きこの繰出しを受けることとされている。一方で平成26年度には、宮ヶ瀬ダム建設事業費の精算還付に伴い、還付金のうち繰出金相当額（神奈川県2,500万円、横浜市1,900万円、川崎市100万円、横須賀市500万円）を返還している。

繰出金の受入状況は、下表のとおりである。

なお、平成26年度は、景気回復の効果を全国に波及させるため、「好循環実現のための経済対策」が閣議決定され、平成25年度補正予算において創設された「がんばる地域交付金（地域活性化・効果実感臨時交付金）」又はその相当額について、構成団体の一般会計から繰出しを受けられることとなった。

このことにより、平成26年度は横須賀市から交付金1,767千円を受け入れ、平成27年度には交付金相当額として横浜市から9,063千円、川崎市から3,894千円の受け入れを予定している。

繰出金執行状況

(単位：千円)

区 分		年 度		平成24年度まで	平成25年度	平成26年度	累 計	平成27年度 (当初予算額)	
建設時繰出	建設時繰出額(1)			113,590,000	0	0	113,590,000	0	
	内 訳	神奈川県	50.4%	57,261,000	0	0	57,261,000	0	
		横浜市	38.4%	43,626,000	0	0	43,626,000	0	
		川崎市	1.8%	2,034,000	0	0	2,034,000	0	
		横須賀市	9.4%	10,669,000	0	0	10,669,000	0	
うち三浦市		24.508%	2,611,000	0	0	2,611,000	0		
償 還 勘 定 金	建設仮勘定	元 金 分		7,636,000	0	0	7,636,000	0	
		神奈川県	50.4%	3,855,000	0	0	3,855,000	0	
		横浜市	38.4%	2,935,000	0	0	2,935,000	0	
		川崎市	1.8%	133,000	0	0	133,000	0	
		横須賀市	9.4%	713,000	0	0	713,000	0	
	うち三浦市	24.508%	176,000	0	0	176,000	0		
	利 息 分 (2)		18,880,000	0	0	18,880,000	0		
	相模川本線	内 訳	神奈川県	50.4%	9,522,000	0	0	9,522,000	0
			横浜市	38.4%	7,253,000	0	0	7,253,000	0
			川崎市	1.8%	335,000	0	0	335,000	0
横須賀市			9.4%	1,770,000	0	0	1,770,000	0	
うち三浦市			24.508%	434,000	0	0	434,000	0	
繰 出 勘 定 金	相模川本線	元 金 分		22,150,000	1,585,000	1,468,000	25,203,000	1,291,000	
		神奈川県	50.4%	11,174,000	799,000	740,000	12,713,000	651,000	
		横浜市	38.4%	8,512,000	609,000	564,000	9,685,000	496,000	
		川崎市	1.8%	391,000	28,000	26,000	445,000	23,000	
		横須賀市	9.4%	2,073,000	149,000	138,000	2,360,000	121,000	
	うち三浦市	24.508%	505,000	37,000	34,000	576,000	30,000		
	利 息 分		14,560,000	251,000	193,000	15,004,000	135,000		
	内 訳	神奈川県	50.4%	7,348,000	127,000	98,000	7,573,000	69,000	
		横浜市	38.4%	5,599,000	97,000	74,000	5,770,000	52,000	
		川崎市	1.8%	251,000	4,000	3,000	258,000	2,000	
横須賀市		9.4%	1,362,000	23,000	18,000	1,403,000	12,000		
うち三浦市		24.508%	334,000	6,000	4,000	344,000	3,000		

区 分		年 度		平成24年度まで	平成25年度	平成26年度	累 計	平成27年度 (当初予算額)	
		元 金 分							
償 還 設 金 本 線 出	創 設	元 金 分		25,193,000	0	0	25,193,000	0	
		内 訳	神 奈 川 県	25.99%	6,549,000	0	0	6,549,000	0
			横 浜 市	38.69%	9,750,000	0	0	9,750,000	0
			川 崎 市	34.04%	8,582,000	0	0	8,582,000	0
	勘 定	横 須 賀 市	1.28%	312,000	0	0	312,000	0	
		利 息 分		13,693,000	0	0	13,693,000	0	
		内 訳	神 奈 川 県	25.99%	3,560,000	0	0	3,560,000	0
			横 浜 市	38.69%	5,300,000	0	0	5,300,000	0
	川 崎 市		34.04%	4,666,000	0	0	4,666,000	0	
		横 須 賀 市	1.28%	167,000	0	0	167,000	0	
	相 模 川 水 系 建 設 事 業 充 当 額 (1) + (2)				132,470,000	0	0	132,470,000	0
	総 合 計				215,702,000	1,836,000	1,661,000	219,199,000	1,426,000
内 訳 合 計	神 奈 川 県		99,269,000	926,000	838,000	101,033,000	720,000		
	横 浜 市		82,975,000	706,000	638,000	84,319,000	548,000		
	川 崎 市		16,392,000	32,000	29,000	16,453,000	25,000		
	横 須 賀 市		17,066,000	172,000	156,000	17,394,000	133,000		
	う ち 三 浦 市		4,060,000	43,000	38,000	4,141,000	33,000		

9 施設概要

(1) 貯水施設

ア 三保ダム

酒匂川は、神奈川県西部に位置し、その源を富士山ろくに発し、西丹沢山塊の水を集めながら小田原市において相模湾にそそぐ、延長46km、流域面積582km²の県下では2番目に大きい河川である。

三保ダムは、この酒匂川の支川河内川の山北町神尾田地先に築造した高さ95m、総貯水量6,490万m³、有効貯水量5,450万m³の多目的ダムであり、このダムは洪水調節を行い（ダム地点における計画高水のピーク流量2,100m³/秒のうち850m³/秒を調節）、下流の取水地点において日量180万9,500m³（小田原市分24万5,200m³を含む。）の水道用水を取水するとともにダムの放流水を利用して発電を行い（最大出力7,000kW）、エネルギーの有効利用を図っている。

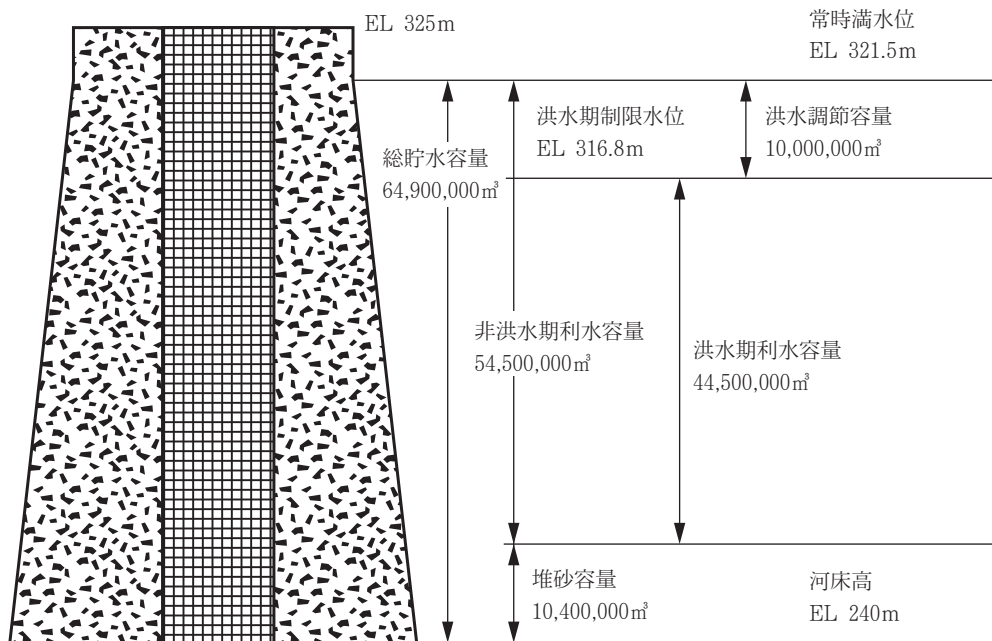
三保ダム平面図



三保ダムの諸元

ダ ム		貯 水 池	
位 置：左 岸	神奈川県足柄上郡山北町神尾田尾崎	集 水 面 積	158.5km ²
右 岸	神奈川県足柄上郡山北町字田ノ入向	湛 水 面 積	2.18km ²
型 式	土質遮水壁型ロックフィルダム	総 貯 水 容 量	6,490万m ³
堤 高	95m	有 効 貯 水 容 量	5,450万m ³
堤 頂 長	587.7m	常 時 満 水 位	EL 321.5m
堤 体 積	581万6,000m ³	洪 水 期 制 限 水 位	EL 316.8m
非 越 流 部 標 高	EL 325m	(6 / 15 ~ 10 / 15)	
		放 流 設 備	
		洪 水 吐	一式
		計 画 高 水 流 量	2,100m ³ /s

三保ダム容量配分



イ 宮ヶ瀬ダム

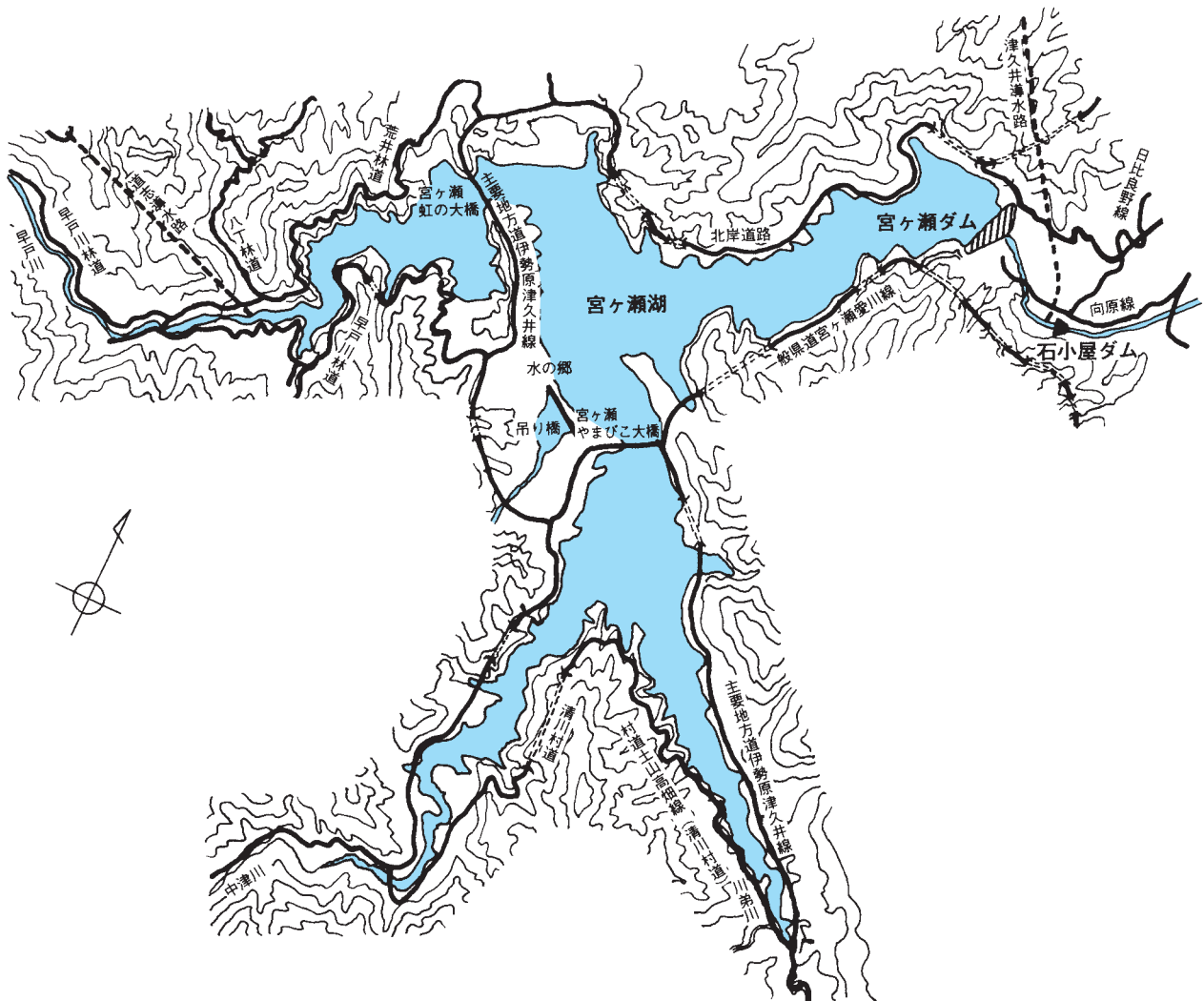
宮ヶ瀬ダムは、建設省（現国土交通省）が直轄事業として相模川水系中津川に建設した多目的ダムで、その目的は、相模川本川及び中津川の洪水調節（ダム地点の計画高水量 $1,700\text{m}^3/\text{秒}$ のうち、 $1,600\text{m}^3/\text{秒}$ を調節）、流水の正常な機能の維持、水道用水の取水（1日最大 $130\text{万}\text{m}^3$ ）、発電（最大出力 $25,400\text{kW}$ ）である。

建設費は約 $3,993$ 億円、工期は昭和46年度から平成12年度までであり、平成13年度から本格運用を行っている。

企業団は、昭和53年12月に決定された「宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画」において、ダム使用权（水道用水の取水を可能とするダムの貯留量を確保する権利）の設定予定者となったことに伴い、建設費の62.0%（消費税等を含めて $2,484$ 億912万余円）を負担した。

なお、治水は36.9%、発電は1.1%の負担割合であった。

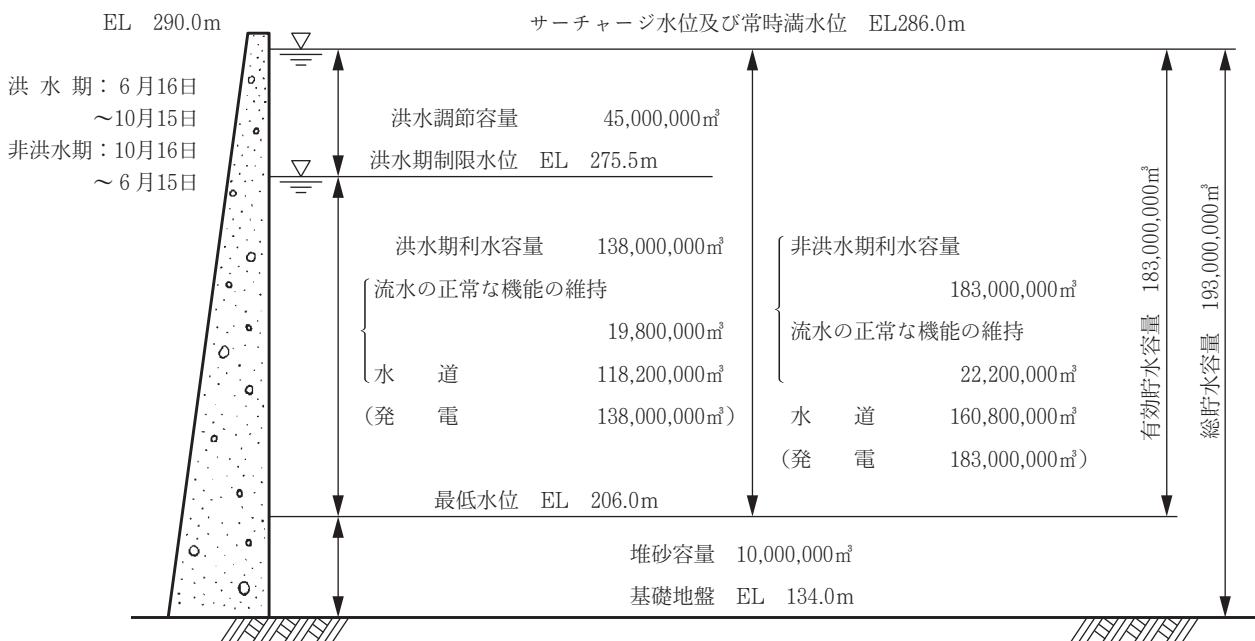
宮ヶ瀬ダム平面図



宮ヶ瀬ダムの諸元

ダ ム		貯 水 池	
位 置：左 岸	神奈川県相模原市緑区青山地先	集 水 面 積	213.9km ² (導水流域112.5km ²)
	神奈川県愛甲郡愛川町半原地先	湛 水 面 積	4.6km ²
右 岸	神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬地先	総 貯 水 容 量	1 億9,300万 m ³
	神奈川県愛甲郡愛川町半原地先	有 効 貯 水 容 量	1 億8,300万 m ³
型 式	重力式コンクリートダム	常 時 満 水 位	EL 286.0m
堤 高	156m	サーチャージ水位	EL 286.0m
堤 頂 長	約400m	設 計 洪 水 位	EL 288.5m
堤 体 積	約200万 m ³	放 流 設 備	
非 越 流 部 標 高	EL 290.0m	常用洪水吐き	一式
		低水放流施設	選択取水設備
		計画高水流量	1,700m ³ /s

貯水池容量配分図



(2) 取水・導水施設

ア 飯泉取水堰、沈砂池

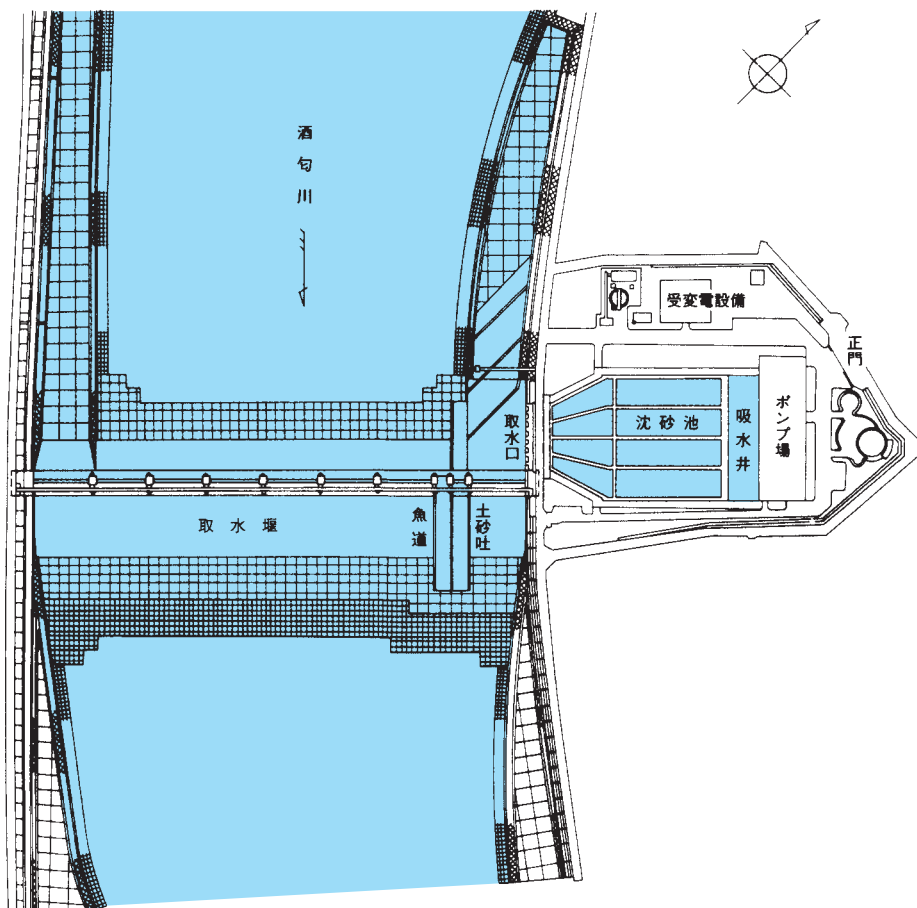
飯泉取水堰は、酒匂川の河口から約2.3kmの地点に設置したもので、左岸の取水口から1日最大156万4,300m³の原水を取水する。この堰にはアユ等の魚類がそ上・降下できるよう魚道を設置している。

また、沈砂池は、酒匂川から取水した原水中に含まれる砂等を除去するために造られた施設である。

施設概要

施設	所在地	内容	備考
取水堰	(左岸) 小田原市中新田字押河原 (右岸) 小田原市扇町	型式 可動堰 堰高 5.4m (基礎面よりゲート天端まで) 堰長 342.5m 放流施設 洪水吐 純径間34.0m×扉高3.4m、ローラゲート1門 34.0m×扉高2.4m、ローラゲート5門 36.0m×扉高1.7m、転倒ゲート2門 土砂吐 10.0m×扉高3.4m、 フラップゲート付ローラゲート1門 魚道 プール式	
取水口	小田原市中新田字押河原	長さ17.5m×幅43.2m、流入水深1.0m 8門	取水位TP+8.4m
沈砂池	小田原市中新田字押河原	長さ111.0m×幅19.5m、有効水深4.0m 4槽	

飯泉取水施設平面図



イ 導 水 路

導水施設は小田原市飯泉の取水施設に隣接して飯泉ポンプ場を築造し、ここから小田原市東部の上曾我にある曾我接合井との間に、内径3,100mmの導水管（延長約4.7km）を布設し、日量156万4,300m³の原水を6,500kWのポンプ4台で揚水する。

曾我接合井より先は、丹沢山塊の南ろくを通過して相模川の右岸に至る延長約30kmの区間に、高さ、幅とも3.8m、勾配1,500分の1の導水トンネルを築造し、相模川を延長830mの鋼製水路橋で横断したのち左岸相模原市南区当麻に築造した相模原ポンプ場に到達する。相模原ポンプ場から出力4,600kWのポンプ4台で再度揚水を行って相模原浄水場、西長沢浄水場へ導水するが、この間、相模原市南区下溝の虹吹分水池（相模原浄水場内）までは、内径2,800mmの導水管（延長約3.5km）を、更に虹吹分水池から淵野辺接合井までは、内径2,600mmの導水管（延長約4.2km）を布設し、その先は、川崎市上下水道局の導水トンネルの余裕断面を使用して川崎市北部の西長沢浄水場に至るものである。なお、導水トンネルの途中の伊勢原市日向にポンプ所を設け、出力690kWのポンプ4台により伊勢原浄水場に揚水している。

施設概要

施 設	所 在 地	内 容	備 考
導 水 ト ン ネ ル	小田原市上曾我（曾我接合井） ～厚木市上依知	①幅、高さ共3.8m 馬蹄型コンクリート造り ②円形無圧トンネル 内径4,000mm鋼管 合計延長29,867m	秦野、中津川サイ フォンを含む
横道活性炭注入施設	足柄上郡大井町	貯蔵槽65m ³ 2槽 定量供給機 6～240kg/h 2台	導水トンネル内に 注入
水 路 橋	厚木市上依知～ 相模原市南区当麻（相模原ポン プ場）	幅3.4m×高さ3.8m 鋼製箱桁型 延長873m	左右岸連絡水路 （43m）含む
導 水 管	飯泉ポンプ場～曾我接合井	内径3,100mm 鋼管 延長4,731m	
	相模原ポンプ場～虹吹分水池	内径2,800mm 鋼管 延長3,464m	
	虹吹分水池～淵野辺接合井	内径2,600mm 鋼管 延長4,143m	
	横浜市水道局相模湖系導水管～ 相模原浄水場排水処理施設	内径800mm 鋼管 延長116m	
接合井 及 び 分水池	淵野辺接合井	相模原市中央区淵野辺本町	容量3,000m ³ 鉄筋コンクリート造り 1池
	虹吹分水池	相模原市南区下溝（相模原浄水 場内）	容量2,920m ³ 鉄筋コンクリート造り 1池
導 水 ポンプ	飯 泉	小田原市飯泉	出力6,500kW/台 4台
	相 模 原	相模原市南区当麻	出力4,600kW/台 4台
	伊 勢 原	伊勢原市日向（伊勢原浄水場内）	出力 690kW/台 4台

ウ 相模大堰、社家ポンプ場

相模大堰は、相模川の河口から12.0kmの地点に設置したもので、左岸の取水口から1日最大62万1,000 m^3 （相模川水系建設事業〈第1期〉）の原水を取水する。この堰にはアユ等の魚類が自由に川をそ上・降下できるよう左右岸に魚道を設置している。

また、沈砂池は、相模川から取水した原水中に含まれる砂等を除去するために造られた施設である。

導水施設は、取水施設に隣接する社家ポンプ場と綾瀬浄水場系及び伊勢原浄水場系の2系統の導水管がある。

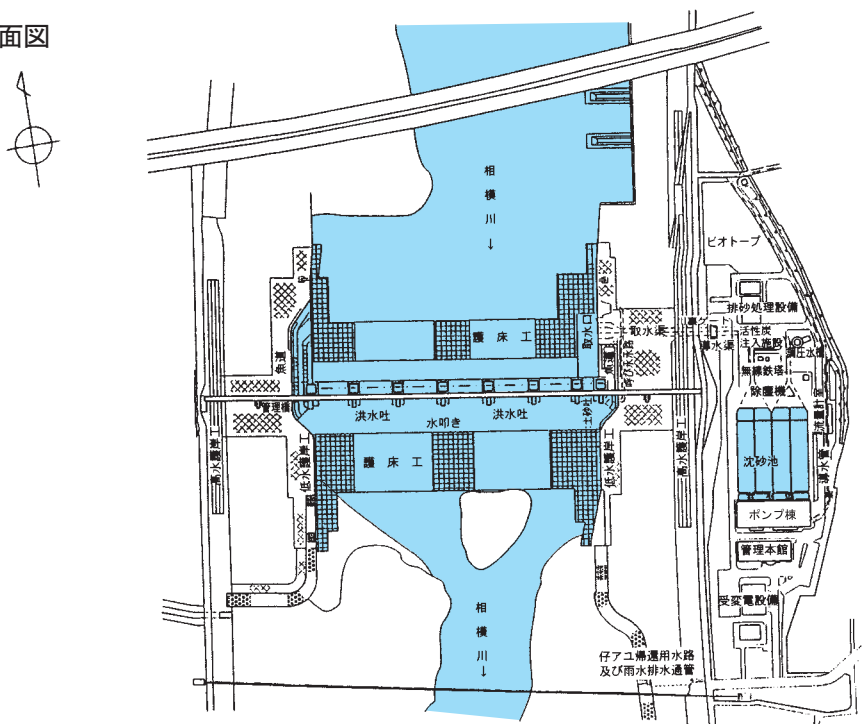
社家ポンプ場は綾瀬浄水場系の1,500kWのポンプ4台と伊勢原浄水場系の1,300kW及び1,400kWのポンプがそれぞれ2台あり、綾瀬浄水場系は綾瀬市吉岡にある綾瀬浄水場へ日量50万 m^3 の原水を導水し、伊勢原浄水場系は伊勢原市日向にある伊勢原浄水場内の伊勢原接合井へ日量40万5,000 m^3 の原水を導水することができる。

導水管は綾瀬浄水場系の内径2,600mmの導水管（延長約5.1km）と、伊勢原浄水場系の内径1,650mmの導水管（延長約9.0km）である。

施設概要

施設	所在地	内容	備考
相模大堰	(左岸) 海老名市社家 (右岸) 厚木市岡田	型式 可動堰 堰長495m（可動部 293.5m）堰高2.75m ゲート形式 シェル構造ローラゲート 洪水吐ゲート 純径間42.0m×扉高2.75m 4門 調節ゲート 純径間40.0m×扉高2.75m 2門 土砂吐ゲート 純径間21.0m×扉高3.25m 1門 （うち、調節、土砂吐ゲートは起伏ゲート付シェル構造ローラゲート） 左右岸魚道（主魚道、副魚道、呼び水水路）	
取水口	海老名市社家	幅4.5m×4門 流入水深1.5m	取水位TP+10.0m
沈砂池	海老名市社家	有効長70.0m×幅17.5m×有効水深3.5m 4連	
導水ポンプ	海老名市社家	綾瀬方面 出力1,500kW/台 4台 伊勢原方面 出力1,300kW/台 2台 出力1,400kW/台 2台	
導水管	社家ポンプ場～綾瀬浄水場	内径2,600mm、鋼管 延長5,107m	
	社家ポンプ場～伊勢原浄水場	内径1,650mm、鋼管及びダクタイル鋳鉄管 延長8,985m	

社家取水施設平面図



(3) 浄水施設

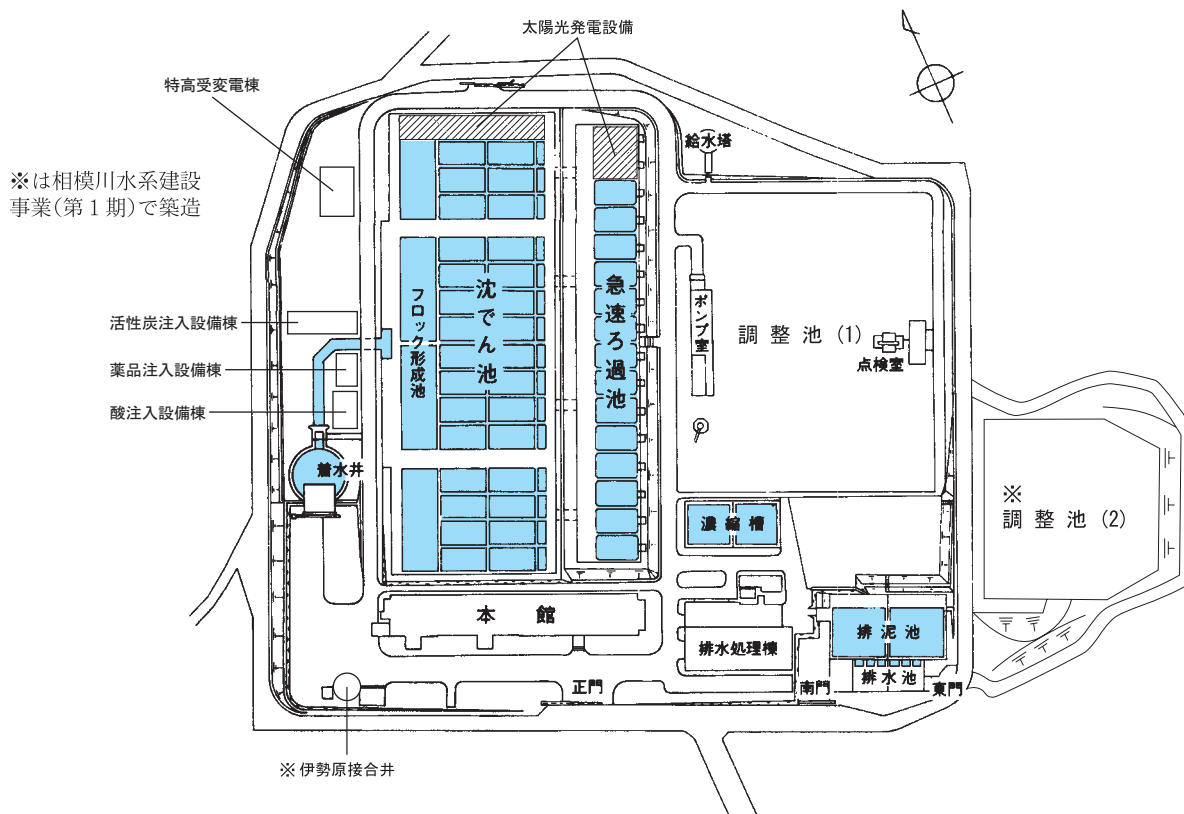
ア 伊勢原浄水場

所在地 神奈川県伊勢原市日向1297番地
敷地面積 73,816㎡
施設能力 220,000㎥／日

施設概要

施設	形状寸法	数量	備考
着水井	内径20.0m×有効水深5.0m、有効容量1,100㎥	1池	HWL+117.0m
沈でん池	長さ40.7m×幅40.7m×深さ5.5m 1池当たり処理能力 55,000㎥／日 横流式傾斜板沈でん池	4池	
急速ろ過池	長さ16.6m×幅10.0m×深さ3.93m 重力式 ろ過面積137㎡／池、ろ過速度120m／日 1池当たり処理能力 16,400㎥／日	16池	
本館	管理室、事務室、機械電気室、水質試験室、薬品貯蔵室、地下1階地上3階4,515㎡	1棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、湿式造粒脱水機、乾燥機、排水処理棟	1式	
伊勢原接合井	内径10.4m×深さ56.2m 地下7階 ※相模川水系建設事業（第1期）で築造	1池	HWL+65.25m LWL+62.14m

伊勢原浄水場平面図



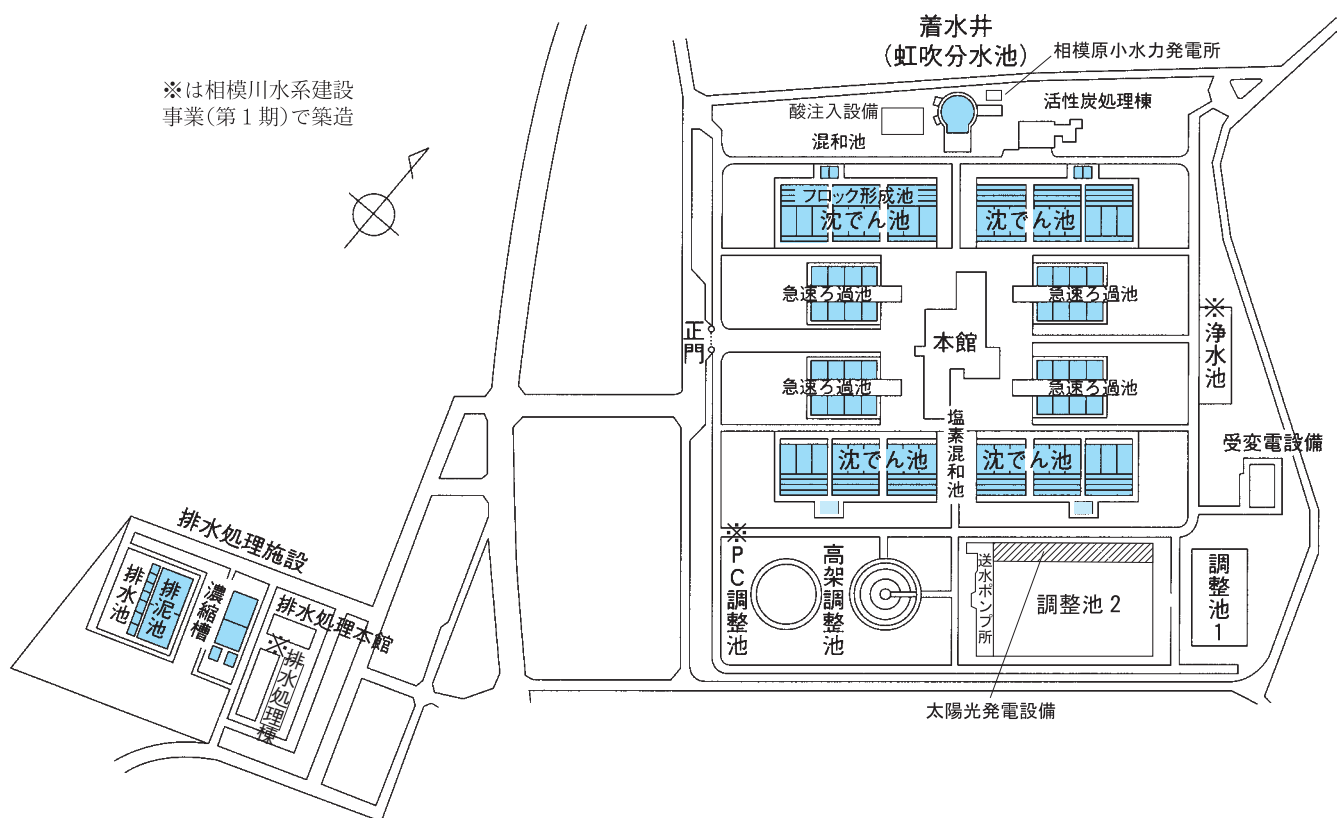
イ 相模原浄水場

所在地 神奈川県相模原市南区下溝2714番地
敷地面積 229,402m²
施設能力 527,600m³/日※

施設概要 (※は相模川水系建設事業(第1期)増強完了後の仕様)

施設	形状寸法	数量	備考
着水井 (虹吹分水池)	内径20.0m×有効水深9.3m、有効容量2,920m ³	1池	HWL+110.3m
沈でん池	長さ25.5m×幅34.6m×深さ5.4m 1池当たり処理能力 44,000m ³ /日※ 横流式傾斜板沈でん池	12池	
急速ろ過池	長さ14.7m×幅11.8m×深さ3.85m 重力式 ろ過面積144m ² /池、ろ過速度130.9m/日※ 1池当たり処理能力 18,850m ³ /日※	32池	
浄水池	長さ91.64m×幅49.62m×有効水深5.5m、有効容量23,000m ³ (相模川水系建設事業(第1期)で築造)	1池	HWL+103.0m LWL+ 97.5m
本館	管理室、事務室、機械電気室、水質試験室、薬品貯蔵室、次亜注入機室、 薬品注入機室、地下1階地上4階9,496m ²	1棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、横型加圧脱水機※、乾燥機、排水処理棟(新設)※	1式	

相模原浄水場平面図



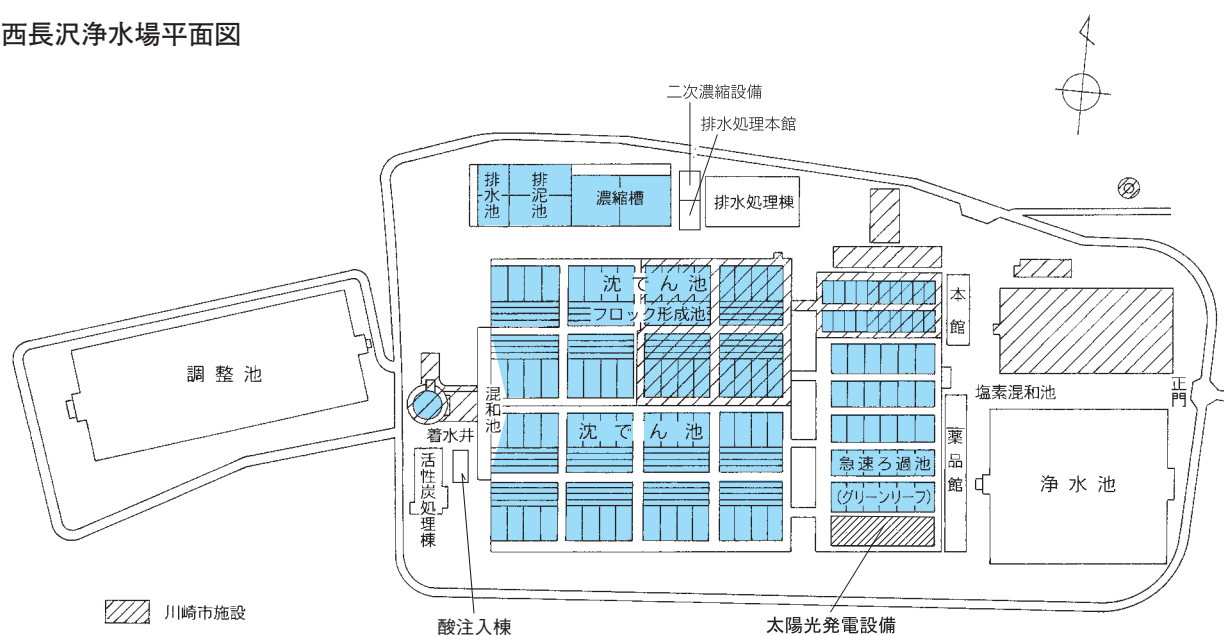
ウ 西長沢浄水場

所在地 神奈川県川崎市宮前区潮見台4番1号
敷地面積 125,906㎡
施設能力 937,700㎥/日

施設概要

施設	形状寸法	数量	備考
着水井	内径20.0m×有効水深9.25m、有効容量2,900㎥	1池	川崎市施設 HWL+90.0m
沈でん池	長さ25.0m×幅40.9m×深さ5.2m 1池当たり処理能力 78,140㎥/日 横流式傾斜板沈でん池	12池	
急速ろ過池	長さ14.7m×幅7.05m×深さ6.38m 重力式（自己逆流洗浄型） ろ過面積72㎡/池、ろ過速度177m/日 1池当たり処理能力 12,700㎥/日	8池	
	長さ17.4m×幅11.6m×深さ6.55m 重力式（自己逆流洗浄型） ろ過面積151㎡/池、ろ過速度177m/日 1池当たり処理能力 26,700㎥/日	36池	
浄水池	長さ107.2m×幅95.4m×有効水深5.0m、有効容量50,000㎥	1池	HWL+83.4m LWL+78.4m
本館	管理室、事務室、機械電気室、地下1階地上2階2,179㎡	1棟	
薬品館	薬品貯蔵室、次亜注入機室、薬品注入機室、水質試験室	1棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、二次濃縮設備、電気浸透式加圧脱水機、排水処理棟	1式	

西長沢浄水場平面図



工 綾瀬浄水場

所在地 神奈川県綾瀬市吉岡887番地
敷地面積 234,495㎡
施設能力 500,000㎥／日

施設概要

施設	形状寸法	数量	備考
着水井	長さ34.2m×幅14.0m×有効水深5.0m（小判型）有効容量2,113㎥	1池	HWL+45.7m
沈でん池	長さ23.7m×幅30.8m×深さ6.3m 1池当たり処理能力 62,500㎥／日 横流式傾斜板沈でん池（フィン付傾斜板）	8池	
急速ろ過池	長さ16.68m×幅10.44m×深さ7.1m 重力式（自己逆流洗浄型） ろ過面積139.11㎡／池、ろ過速度179.7m／日 1池当たり処理能力 25,000㎥／日	24池	
本館	管理室、事務室、電気室、水質試験室、薬品貯蔵室、薬品注入機室、 自家発電機室、車庫兼災害倉庫、地下2階地上3階13,603㎡	1棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、横型加圧脱水機、乾燥機、排水処理棟	1式	

綾瀬浄水場平面図



(4) 送水施設

ア 創設事業

送水路線は、構成団体の送配水施設と密接な係を保つとともに、給水地点における管理を容易にするため、浄水場から自然流下方式により給水している。送水路線は浄水場別の3系統とし、構成団体に対し22箇所（臨海地区（4箇所）を1箇所として計上）の給水地点から必要水量を供給するもので、3系統合わせて内径2,800mmから内径700mmまでの送水管（延長約111km）を布設するとともに、調整池9池（総有効容量273,600m³）を築造した。また、本庁舎に企業団の水運用機能の中核である管理センター（現水運用センター）を設置し、効率的な水運用に対処することとした。

施設概要

施設		所在地	内容	備考	
伊勢原浄水場系統	送水管		内径1,650mm～内径700mm 延長約39,100m		
	調整池	伊勢原 1	伊勢原市日向 (伊勢原浄水場内)	長さ111.4m×幅75.4m×有効水深5.0m 有効容量40,000m ³	HWL+110.0m LWL+105.0m
		藤沢	藤沢市稲荷	長さ76.0m×幅34.2m×有効水深8.0m 有効容量20,000m ³	HWL+ 47.5m LWL+ 39.5m
相模原浄水場系統	送水管		内径2,000mm～内径1,000mm 延長約31,900m		
	調整池	相模原(高架)	相模原市南区下溝 (相模原浄水場内)	内径52.0m×有効水深5.0m 有効容量10,000m ³	HWL+128.0m LWL+123.0m
		相模原 1	〃	長さ80.1m×幅51.7m×有効水深5.0m 有効容量20,000m ³ ※創設事業で浄水池として築造	HWL+102.6m LWL+ 97.6m
		相模原 2	〃	長さ114.8m×幅80.0m×有効水深5.0m 有効容量40,000m ³	HWL+102.3m LWL+ 97.3m
	池	矢指	横浜市旭区矢指町	1号池 長さ70.0m×幅19.5～47.2m(台形) ×有効水深5.0m 2号池 長さ85.8m×幅42.6m×有効水深5.0m 有効容量 合計30,000m ³	HWL+ 83.3m LWL+ 78.3m
統	送水ポンプ	相模原市南区下溝 (相模原浄水場内)	出力900kW/台 5台 (相模川水系建設事業分1台を含む)		
西長沢浄水場系統	送水管		内径2,800mm～内径1,000mm 延長約40,100m		
	調整池	西長沢	川崎市宮前区潮見台 (西長沢浄水場内)	長さ180.0m×幅68.8m×有効水深5.0m 有効容量60,000m ³	HWL+ 82.2m LWL+ 77.2m
		保木	横浜市青葉区美しが丘西	長さ80.8m×幅51.8m×有効水深5.0m 有効容量20,000m ³	HWL+ 79.2m LWL+ 74.2m
		港北	横浜市都筑区二の丸	長さ80.3m×幅66.3m×有効水深6.5m 有効容量33,600m ³	HWL+ 60.0m LWL+ 53.5m

イ 相模川水系建設事業（第1期）

送水路線は、新設の綾瀬浄水場から3系統、既設の相模原浄水場から2系統のほか、相模原浄水場系統と西長沢浄水場系統を連絡する送水管を布設し、構成団体に対し16箇所の給水地点から必要水量を供給している。これらの6系統合わせて内径2,000mmから内径600mmまでの送水管延長約94kmを布設するとともに、調整池9池（総有効容量220,000m³）を築造した。

また、新設の綾瀬浄水場系統の送水管と既設の2浄水場（伊勢原、相模原）系統の送水管を連絡した他、既設の2浄水場（相模原、西長沢）系統の送水管を連絡した。このことにより、各浄水場間の浄水の相互融通が可能になった。

施設概要

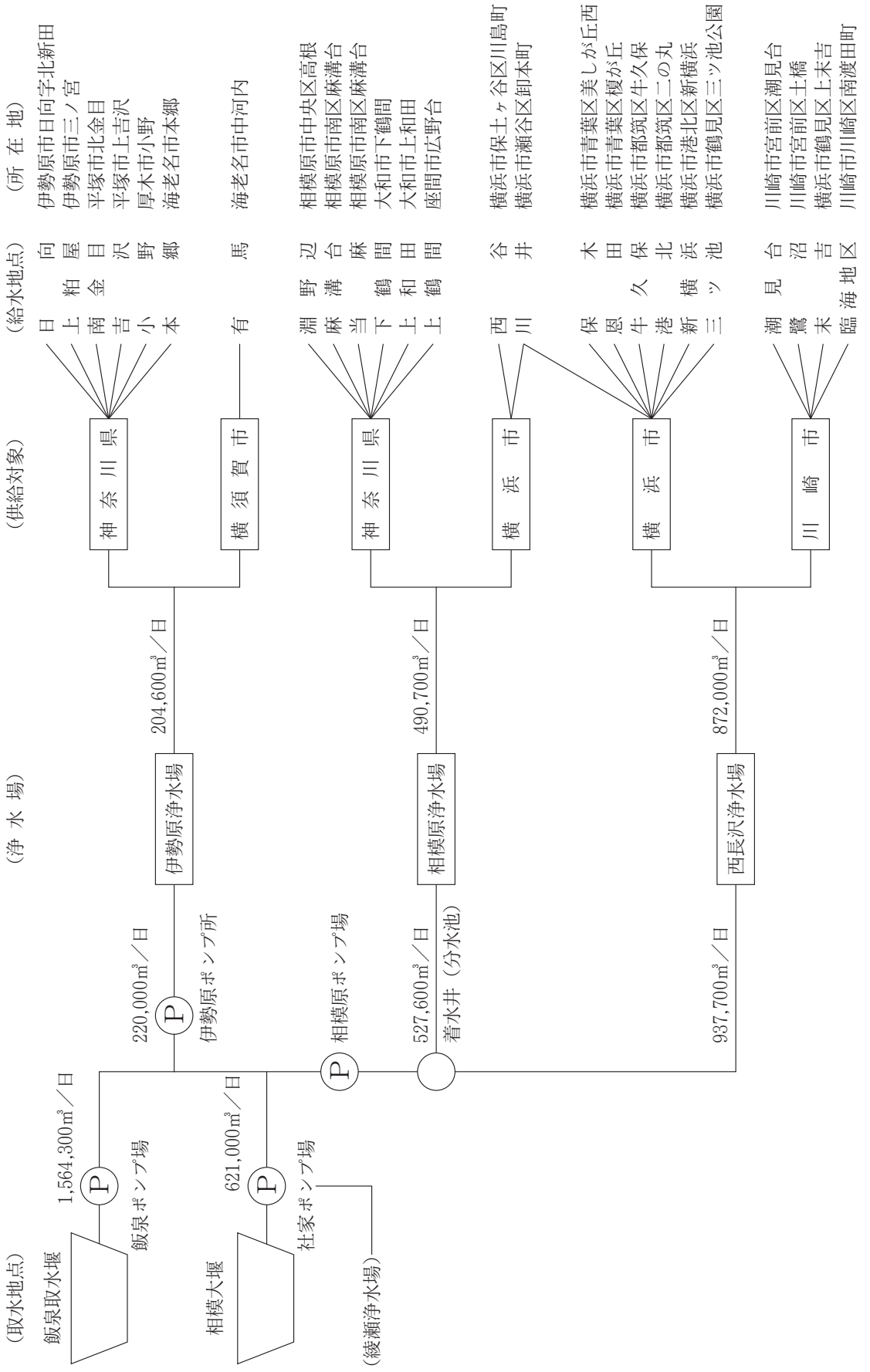
施設		所在地	内 容	備 考	
綾瀬浄水場	送水管		内径2,000mm～内径600mm 延長約70,200m		
	調 整 池	綾瀬1,2	綾瀬市吉岡 (綾瀬浄水場内)	長さ88.8m×幅84.8m×有効水深7.0m 有効容量50,000m ³ ×2池	HWL+ 32.7m LWL+ 25.7m
		小 雀	横浜市戸塚区 小雀町	1号池 長さ74.7m×幅17.7m～32.7m×有効水深6.0m(台形) 2号池 長さ89.7～14.2m×幅19.2～52.7m×有効水深6.0m(L形) 有効容量 合計30,000m ³	HWL+ 54.0m LWL+ 48.0m
	池	朝比奈	横浜市栄区上郷町	1号池 長さ113.8m×幅23.05m×有効水深6.0m 2号池 “ ” 有効容量 合計30,000m ³	HWL+ 93.0m LWL+ 87.0m
		田 浦	逗子市沼間	内径26.0m×有効水深10.0m 有効容量5,000m ³	HWL+ 82.0m LWL+ 72.0m
		太田和	横須賀市平作	長さ50.35m×幅54.0m×有効水深4.0m 有効容量10,000m ³	HWL+ 82.0m LWL+ 78.0m
	系 統	送水ポンプ所	綾瀬市吉岡 (綾瀬浄水場内)	横須賀方面 出力1,130kW/台 4台 大和方面 出力 910kW/台 2台 上今泉方面 出力 420kW/台 3台	
		小雀ポンプ場	横浜市戸塚区 小雀町	出力1,450kW/台 1台 出力1,100kW/台 2台	
		港南台ポンプ場	横浜市磯子区 峰町	出力290kW/台 3台	
	伊勢原浄水場系統	調 整 池	伊勢原調整池2	伊勢原市日向 (伊勢原浄水場内)	長さ70.4m×幅66.4m×有効水深5.0m 有効容量20,000m ³
相模原浄水場系統	送水管		内径1,350mm～内径1,100mm 延長約9,500m		
	調 整 池	相模原PC調整池	相模原市南区下溝 (相模原浄水場内)	内径50.5m×有効水深5.0m 有効容量10,000m ³	HWL+128.0m LWL+123.0m
		淵野辺調整池	相模原市中央区 高根	1号池 長さ39.3m×幅34.1m×有効水深7.0m 2号池 長さ24.3m×幅37.6m×有効水深7.0m 有効容量 合計15,000m ³	HWL+116.9m LWL+109.9m
	送水ポンプ	相模原送水ポンプ所	相模原市南区下溝 (相模原浄水場内)	淵野辺方面 出力 200kW/台 2台 高架調整池揚水用 出力 900kW/台 1台	
連絡施設	送水管		内径1,200mm～内径800mm 延長約14,000m		
	送水ポンプ	いぶき野ポンプ場	横浜市緑区 いぶき野	出力400kW/台 4台	

10 給水地点

(1) 給水系統図

ア 酒匂川水系（一部相模川水系分を含む。）

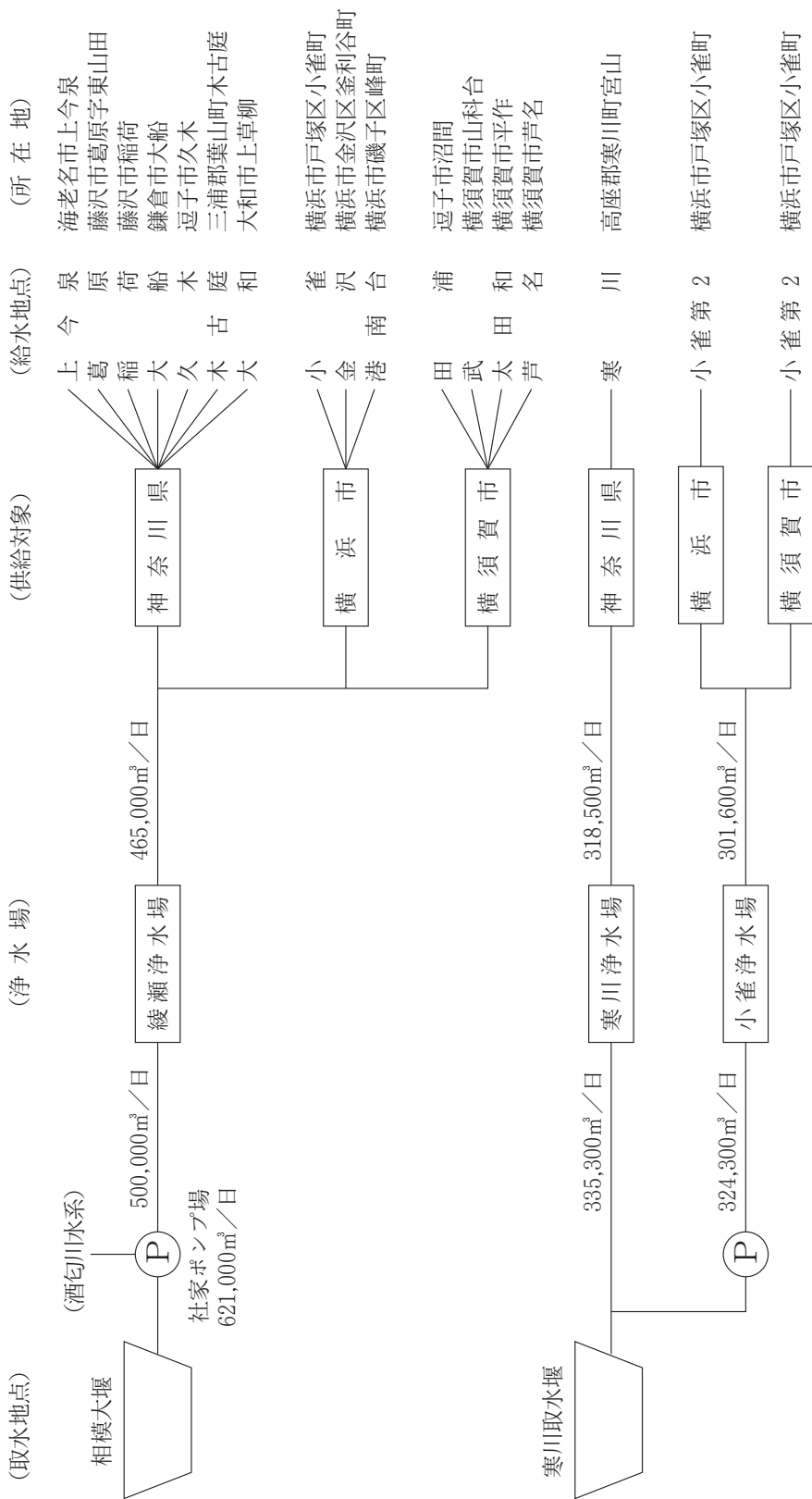
（平成27年4月1日現在）



他3地点

イ 相模川水系

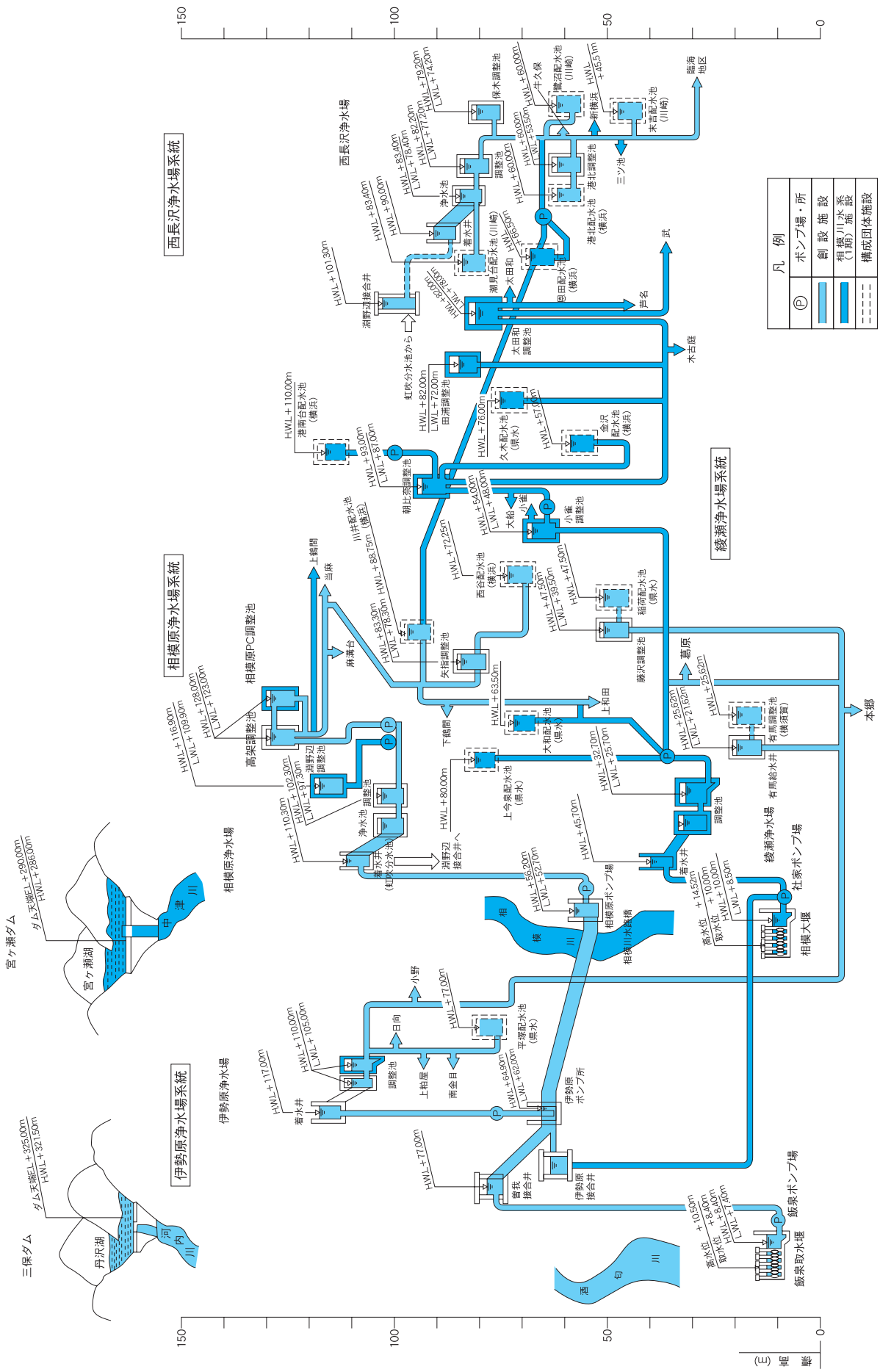
(平成27年4月1日現在)



給水地点総数

区分	給水地点数
神奈川県	20
横浜市	12
川崎市	4
横須賀市	6
計	42

(2) 水位関係図



注 相模川水系寒川事業分については省略している。

参 考

神奈川県内広域水道企業団規約

(昭和44年5月1日)
自治許第302号自治大臣許可

改正 昭和46年12月27日自治許第515号
平成13年4月17日総行市第54号
平成19年1月25日総行市第11号

第1章 総則

(企業団の名称)

第1条 この企業団は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）という。

(企業団を組織する地方公共団体)

第2条 企業団は、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(企業団の共同処理する事務)

第3条 企業団は、水道用水供給事業の経営に関する事務を共同処理する。

(企業団の事務所の位置)

第4条 企業団の事務所は、横浜市旭区矢指町1194番地に置く。

第2章 企業団の議会

(企業団の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は11人とし、構成団体の議会においてそれぞれ当該議会の議員のうちから選挙された者をもって充てる。

2 前項の規定により選挙される企業団議員の数は、それぞれ次のとおりとする。

神奈川県 3人

横浜市 4人

川崎市 3人

横須賀市 1人

(企業団議員の任期)

第6条 企業団議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期とする。

2 企業団議員が構成団体の議会の議員の職を失ったときは、企業団議員の職を失う。

(企業団の議会の事務局)

第7条 企業団の議会に事務局を置く。

第3章 企業団の執行機関

(企業長)

第8条 企業団に企業長を置く。

2 企業長は、企業団を統轄し、これを代表する。

3 企業長の任期は、4年とする。

(副企業長)

第8条の2 企業団に副企業長1人を置く。

- 2 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 副企業長は、企業長が企業団の議会の同意を得て選任する。
- 4 副企業長の任期は、4年とする。ただし、企業長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(補助職員)

第9条 企業団に職員を置く。

- 2 前項の職員は、企業長が任免する。

(監査委員)

第10条 企業団に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員の任期は、3年とする。
- 3 監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て選任する。
- 4 監査委員に事務局を置く。

第4章 企業団の経費

(企業団の経費の支弁の方法)

第11条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金は、構成団体の協議により定める。

附 則

この規約は、自治大臣の許可の日から施行する。

附 則 (昭和46年12月27日自治許第515号)

改正後の規約は、自治大臣の許可の日から起算して1月をこえない範囲内で神奈川県内広域水道企業団の規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び第5条第2項の改正規定は、昭和47年4月1日から施行する。

(昭和46年12月27日規則第3号で昭和46年12月27日から施行)

附 則 (平成13年4月17日総行市第54号)

改正後の規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

附 則 (平成19年1月25日総行市第11号)

改正後の規約は、平成19年4月1日から施行する。

水道用水供給事業の設置等に関する条例

(昭和44年7月7日)
神奈川県内広域水道企業団条例第10号

改正 昭和47年3月31日条例第1号 昭和48年6月15日条例第3号
昭和49年3月30日条例第4号 昭和51年3月27日条例第2号
昭和61年10月30日条例第2号 平成9年11月11日条例第3号
平成14年11月14日条例第4号 平成16年2月16日条例第2号
平成17年11月21日条例第6号 平成24年2月13日条例第1号
平成26年2月12日条例第1号

水道用水供給事業の設置等に関する条例をここに公布する。

水道用水供給事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業（以下「用水供給事業」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。

(用水供給事業の設置)

第2条 次条第2項に規定する水道事業者に、酒匂川及び相模川に係る水道用水を供給するため、用水供給事業を設置する。

(経営の基本)

第3条 用水供給事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営しなければならない。

2 用水供給事業において水道用水を供給する水道事業者は、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市とする。

3 1日最大給水量は、266万3,800立方メートルとする。

(組織)

第4条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、企業長の権限に属する事務を処理させるため、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）に総務部及び技術部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない企業団の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が1億円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により企業団の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

第7条 企業団の業務に関し、法第40条第2項目の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄付又は贈与の受領でその金額又は目的物の価額が1億円以上のもの及び法律上企業団の義務に属する損害賠償の額の決定でその決定に係る金額が500万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成及び公表)

第8条 企業長は、用水供給事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を翌年度の5月31日までに作成し、公表しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) その他企業長が必要と認める事項

3 天災事変その他やむを得ない事由により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成し、公表することができなかった場合は、企業長は、その事由がやんだ後すみやかにこれを作成し、公表しなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第2条に規定する用水供給事業において、酒匂川に係る水道用水を供給するまでの間、酒匂川以外の水源から取水し、水道用水を供給することができる。

附 則 (昭和47年条例第1号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年条例第3号)

この条例は、昭和48年6月15日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第4号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年条例第3号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年条例第2号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第6号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

神奈川県東部地域広域的水道整備計画

水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画について、企業団を含む関係15団体の要請に基づき、昭和55年12月に神奈川県知事は、「神奈川県東部地域広域的水道整備計画」を定めた。

当企業団の相模川水系建設事業は、これにより県東部地域における根幹的水道施設として位置づけられ、企業団専用工事分について国の特定広域化補助金（補助率3分の1）の導入が可能となった。

なお、同計画は平成13年3月に改定され、次のとおりとなった。

神奈川県東部地域広域的水道整備計画

1 基本計画

(1) 計画の目標

この計画は、東部地域における社会経済状況や水需要の動向を踏まえ、水道事業の広域化を指向しつつ、合理的、計画的な施設の整備及び効率的な運営管理を図り、「安全で安定的な給水」・「災害に強い水道」・「効率的な経営」を確立することを目的とする。

(2) 目標年次

目標年次は、平成27年度とする。

2 区域に関する事項

(1) 計画の対象区域

横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市（神奈川県水道事業の給水区域に限る。）、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、愛川町、清川村、城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町

(2) 需要水量と供給水量の見通し

計画の対象区域における平成27年度の1日最大需要水量は、約455万2,000m³と予想される。この需要水量に対する供給水量は、既に開発されている水量など日量約351万6,000m³に、宮ヶ瀬ダム開発水日量120万9,000m³を加えた日量約472万5,000m³により確保される。

3 根幹的水道施設その他基本的事項

(1) 施設整備に関する事項

ア 神奈川県内広域水道企業団は、宮ヶ瀬ダムの水を供給するため、次の相模川水系に係る水道広域施設事業を行う。

事業名	相模川水系建設事業（第1期）
給水対象	神奈川県水道事業、横浜市水道事業、川崎市水道事業及び横須賀市水道事業
計画1日最大給水量	57万7,500m ³
水源	相模川
工期	昭和55年度から平成17年度まで
総事業費（概算）	4,775億3,000万円

備考 総事業費は、取水、導水、浄水及び送水に係る工事費などである。

イ 相模川水系建設事業第2期工事については、安全な水の安定給水に支障がないと判断される間は事業計画を策定せず、給水については、宮ヶ瀬ダム開発水を第1期事業で整備される施設と既存の水道事業者が有する寒川取水施設等の暫定的な使用により、平成13年度から神奈川県内広域水道企業団が供給する。

ウ 水道事業者によっては需要水量の増加等に応じた必要な施設整備を図る。なお、これらの施設整備を進めるに当たっては、簡易水道事業等の再編成の促進等広域化を指向するよう努めるものとする。

(2) 維持管理に関する事項

ア 施設管理

施設管理に当たっては、計画の対象区域内の水道施設について、有機的な運用及び共同管理による効率的な管理運営が行われるよう配慮する。

イ 水質管理

自己水質検査体制の充実や県、指定検査機関の積極的活用を図り、水質管理の強化に努める。

注 上記整備計画は、平成13年3月以降改定されていないため、名称等変更されている場合がある。

構成団体水道料金一覧表

区分 団体名	家 事 用		業 務 用				浴 場 用		臨 時 用(又は一時用)		共 用		家事用料金(1箇月)	
	基 本 料 金	超 過 料 金	基 本 料 金	超 過 料 金	料 金	超 過 料 金	基 本 料 金	超 過 料 金	基 本 料 金	超 過 料 金	基 本 料 金	超 過 料 金	10m ³	20m ³
神奈川県 (18.4.1 施行)	8 m ³ 以下 710円	9 m ³ ～ 16 ～ 21 ～ 31 ～ 51 ～	15 m ³ 128円 20 135 30 172 50 237 294	9 m ³ ～ 51 ～ 101 ～ 301 ～ 1,001 ～	50 m ³ 201円 100 221 300 280 1,000 337 10,000 394	10,001 m ³ ～ 436円	8 m ³ 以下 710円	9 m ³ ～ 57円	8 m ³ 以下 1,249円	9 m ³ ～ 589円	共用区分なし	1,043円	2,463円	
横浜市 (13.4.1 施行)	8 m ³ 以下 790円	9 m ³ ～ 11 ～ 21 ～ 31 ～ 51 ～ 101 ～	10 m ³ 43円 20 158 30 226 50 269 100 293 320	9 m ³ ～ 11 ～ 21 ～ 31 ～ 51 ～ 101 ～	10 m ³ 43円 20 158 30 226 50 269 100 293 300 320	301 m ³ ～ 1,001 ～ 1,000 m ³ 369円 409	8 m ³ 以下 790円	9 m ³ ～ 42円	業務用に統合	業務用に統合	共用区分なし	946円	2,652円	
川崎市 (22.4.1 施行、 24.12.14 一部改正 施行)	(専用) 8 m ³ 以下 530円	9 m ³ ～ 11 ～ 21 ～ 26 ～ 31 ～ 51 ～ 101 ～ 201 ～ 501 ～ 1,001 ～	10 m ³ 95円 20 139 25 185 30 194 50 209 100 253 200 278 500 329 1,000 343 357	業務用区分なし	業務用区分なし	業務用区分なし	8 m ³ 以下 530円	9 m ³ ～ 46円	臨時用区分なし	臨時用区分なし	使用水量 1戸5 m ³ まで 260円	723円 (50円を差 し引いた 後の額)	2,224円 (50円を差 し引いた 後の額)	
(22.4.1～28.3.31までの使用に係る料金については、上記により算定した額から1月当り50円(使用日数が15日以内のものについては25円・税抜額)を差し引いた額とする)														
横須賀市 (9.4.1 施行)	(口径別、一般用) 10m ³ 以下 口径20mm以下 890円 25 1,890 40 4,300 50 6,720 75 15,700 100 26,000 150 54,000 200 77,000 250 132,000 300 216,000	11 m ³ ～ 26 ～ 51 ～ 101 ～ 501 ～	25 m ³ 150円 50 214 100 273 500 299 326	業務用区分なし	業務用区分なし	(全口径) 10 m ³ 以下 890円	11 m ³ ～ 47円	(工事用) 基本料金は家事用 と同じ 超過料金は 326円	共用区分なし	共用区分なし	961円 (口径20 mm以下) 2,581円 (口径20 mm以下)			

注 料金表は表示上全て1箇月分に換算した料金であり、家事用料金(1箇月)には、消費税及び地方消費税相当額が加算されている。

事業の概要

平成27年度

平成27年7月発行

編集 神奈川県内広域水道企業団総務部総務課
発行 〒241-8525 横浜市旭区矢指町 1194 番地
電話 045 (363) 1111 (代)
FAX 045 (363) 1121

ホームページ <http://www.kwsa.or.jp/>

